

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第18巻 第4号(通巻561号) 2019.4

内部統制・監査の本来の目的とは

「誰もが無理なく簡単に」投資できる資産形成サービスへの挑戦
—「すべての人を投資家に」の実現に向けて—

足立成和信用金庫の本店建替えプロジェクト

若手職員向け奨学金の返済支援制度について

地域・中小企業研究所が「高齢者取引セミナー」を開催

地域・中小企業関連経済金融日誌(2月)

統計



信金中央金庫

SCB

「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

編集委員会 (敬称略、順不同)

委員長	小川英治	一橋大学大学院 経営管理研究科教授
副委員長	藤野次雄	横浜市立大学名誉教授
委員	勝悦子	明治大学 政治経済学部教授
委員	齋藤一郎	小樽商科大学大学院 商学研究科教授
委員	家森信善	神戸大学 経済経営研究所教授

問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局 (担当：荻野、大島、岸本)

Tel : 03(5202)7671 / Fax : 03(3278)7048

信金中金月報

2019年4月号 目次

	内部統制・監査の本来の目的とは	2
	信金中金月報掲載論文編集副委員長 藤野次雄 (横浜市立大学名誉教授)	
調 査	「誰もが無理なく簡単に」投資できる資産形成サービスへの挑戦 —「すべての人を投資家に」の実現に向けて—	藁品和寿 4
	足立成和信用金庫の本店建替えプロジェクト	刀禰和之 11
	若手職員向け奨学金の返済支援制度について	刀禰和之 19
	地域活性化の仕組みづくりと地域金融機関(2)-3 —「まちてん」の参加者(鹿児島県長島町)の事例から—	吉田哲朗 28
信金中金だより	地域・中小企業研究所が「高齢者取引セミナー」を開催	46
	地域・中小企業関連経済金融日誌(2月)	47
	信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(2月)	51
統 計	信用金庫統計、金融機関業態別統計	53

2019

4

内部統制・監査の本来の目的とは

信金中金月報掲載論文編集副委員長

藤野 次雄

(横浜市立大学名誉教授)

厚生労働省「毎月勤労統計」に関する新聞報道によると、法律的にも、統計学的にも適正でない手法で調査が行われてきたとされている。当該統計指標は、政府が公表する他の基幹統計とも併せて、景気判断や国及び地方の政策決定に関連付けられ、雇用保険や労災保険の給付など国民生活にも大きな影響を及ぼすことになっている。

私自身のこれまでの経験でも、統計ソフトとデータベースがあれば、自ら仮説の検証、理論の実証、政策提言ができ、また、米国での在外研究時には、米国の経済学者が現実の米国経済を実証分析し、新しい経済理論をも構築している状況を目の当たりにしてきた。

このことを可能にするためには、分析対象である統計データが、継続的に所定のルールに従って適切な手法で集計され、計数もできるだけ現実を反映する正確なものであることが前提である。もしそうでないなら、いくら精緻な分析手法を用い、分析結果を導いても、その研究成果は無に帰すおそれがある。とりわけ政府の基幹統計への信頼が崩れることは、国内のみならず海外からも当該国家への信頼の崩壊を招きかねない。

この統計不正の背景に、中央省庁である厚生労働省のガバナンスの欠如が一要因として指摘されている。他方、地方公共団体においては、総務省の第31次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」に基づいて、そのガバナンスのあり方として、人口減少社会において、最少の経費で最大の効果を上げるよう、長、監査委員等、議会、住民が、役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かし、要請される事務の適正性を確保することが重要とされた。

この答申を受けた地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）において、平成32年4月から①長による内部統制に関する方針の策定等、②監査制度の充実強化が図られることとなった。

内部統制に関しては、都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を策定・公表し、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）することになっている。長は、内部統制体制を整備・運用し、その評価に関し、毎会計年度内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査を受け、議会に提出し、公表することとなった。

なお、地方公共団体における内部統制体制とは、「その対象となる事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適切な執行を確保する体制」のことを指している。

内部統制の目的として、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務情報等の信頼性の確保及び適切な開示、③法令等の遵守、④資産の保全があげられている。総務省「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」の内部統制部会においては、国会審議等の状況を踏まえ、各地方公共団体において内部統制がスムーズに導入できるようにするための「手順書」として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（たたき台）を平成30年8月に公表した。

他方、監査制度については、全地方公共団体に監査基準に従った監査等が義務付けられ、その監査基準は、各地方公共団体の監査委員が策定・公表することとなった。昭和22年（1947年）に地方自治法が施行されて70年を経過したが、地方公共団体のガバナンスの要である監査制度については、地方公共団体に関する全国統一的な監査基準が存在しないため、監査の実施目的や実施方法が明確でなく、各監査委員の裁量に委ねられていることから、各地方公共団体の監査の実施状況に差異が生じているとみなされていた。また、人口減少社会において、地方公共団体の経営資源が限られていくなか、監査の実効性の確保が重要であると考えられ、前述の「研究会」の監査部会から「内部統制」を前提にした「監査基準（案）」「実施要領（案）」が平成31年2月に公表された。

すでに民間企業では、会社法（平成17年法律第86号）により大会社、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）により上場企業に内部統制が導入されてきた。

今後、地方公共団体に内部統制が導入されると、内部統制により、各部署、職員の業務の法的根拠、業務手順が可視化・見える化、マニュアル化されることで、業務の効率化やリスクの減少等に資することが期待できる。その結果、組織としてミスを防ぎ、担当者の異動があっても継続的に業務の質を担保することにも繋がる。手順に従って業務を実施することで、ミスの原因も見つけやすく、再発防止にも繋がる。ひいては職員自身をも守るというメリットもあり、働きやすい職場環境を実現でき、住民福祉の増進を図るよりよい行政サービスが提供でき、住民の信頼を得ることもできよう。同時に、業務執行について、安易な前例踏襲、鵜呑みの引継ぎを避け、根拠規定を再確認し、業務内容・手順の不断の見直しを実施することも必要である。

監査も、すでに内部統制を導入している先進都市の事例を参考にしても、従来どおり計数の正確性、手続の合規制を重視し、事務の適正性を確保する目的の指摘、意見を付す意義は変わらないと推察される。しかし、その力点、軸足は、内部統制と連動し、内部統制がどのように整備・運用され、どこに、どれだけの、どのようなリスクが存在するかに対応しつつ、事業執行（の継続）の妥当性、有効性を検証する方向に向かう可能性がある。

筆者は当初、内部統制・監査に対して、「面倒くさい、指摘ばかりして」というネガティブな印象を抱いていた。しかし、内部統制・監査の本来の目的は、ミスの指摘からミスの背景を探り、業務改善を促し、早期発見、早期治療することで、公共部門、民間企業とも健全で効率的な組織体として、よりよいサービスを継続的に提供できるよう支援することであると、ポジティブに考えられるべきだと思う。

「誰もが無理なく簡単に」投資できる資産形成サービスへの挑戦

－ 「すべての人を投資家に」の実現に向けて－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

藁品 和寿

(キーワード) フィンテック、スマートフォン、貯蓄から投資へ、おつり投資、少額、積立、分散、資産形成

(視 点)

金融当局では、「貯蓄から投資へ」の流れが進まないなかで、「家計の安定的な資産形成の推進」を金融行政上の課題の一つとして掲げている。

こうしたなか本稿では、「誰もが無理なく簡単に」をキーワードに、長期分散投資アプリを開発、提供するTORANOTEC(株)(東京都港区)の事例を紹介する。

(要 旨)

- 2018年9月26日に金融庁から公表された『変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成30事務年度)～』では、金融行政の重点施策が6項目示され、その一つとして「2. 家計の安定的な資産形成の推進」が掲げられている。このなかの2(1)で「家計金融資産全体の伸びも低い水準に留まっており、家計金融資産が有効に運用・活用されてきたとは言い難い。」と指摘されたとおり、家計の金融資産の過半は預貯金であり、「貯蓄から投資」は“かけ声倒れ”となっている。
- 各種アンケート調査結果等を踏まえると、「貯蓄から投資へ」を推進するにあたっては、「積立(投資)」、「少額(投資)」、「分散(投資)」、「専門知識不要」等が鍵を握っているようである。
- 本稿で紹介した投資アプリ「トラノコ」のようなフィンテックサービスが、今後の「貯蓄から投資へ」の流れの加速化に向けて、個人投資家の掘り起こしにあたっての一つの切り札となることが期待されよう。
- 今後、情報感度の高い利用者においては、信用金庫のあずかり知らないところで、フィンテックサービスを積極的に利用する場面が増えてくるだろう。信用金庫においては、金融リテラシーの高い利用者からの問い合わせにも応えられるよう、常日頃からフィンテックに対する情報感度を高めていくことが求められるのではなかろうか。

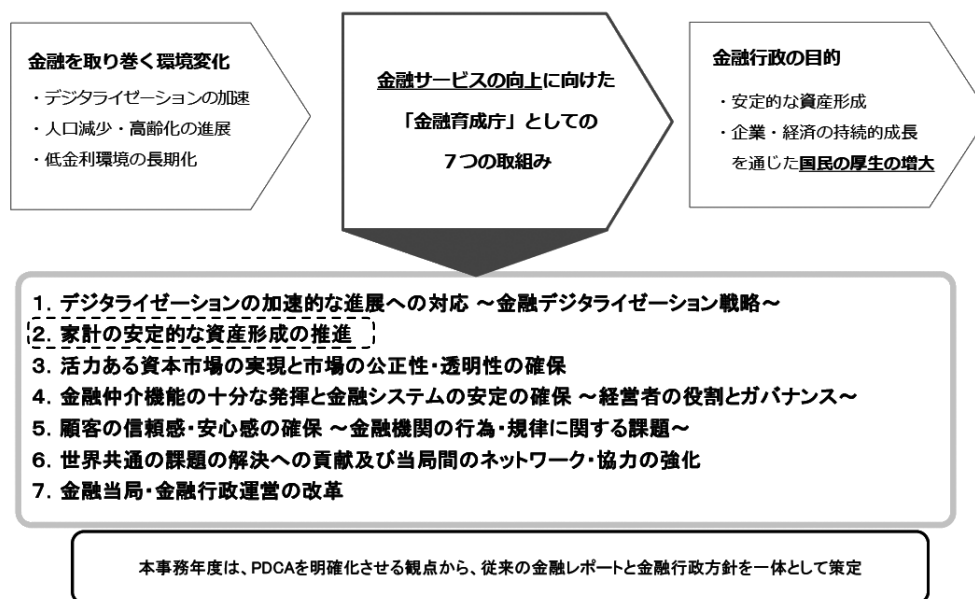
1. 求められる家計の安定的な資産形成

2018年9月26日に金融庁から公表された『変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成30事務年度)～』^(注1)では、金融行政の重点施策が6項目示され、その一つとして「2. 家計の安定的な資産形成の推進」が掲げられている(図表1)。このなかの2(1)で「家計金融資産全体の伸びも低い水準に留まっており、家計金融資産が有効に運用・活用されてきたとは言い難い。」と指摘されているとおり、家計の金融資産の過半は預貯金であり(図表2)、「貯蓄から投資」は“かけ声倒れ”となっている。「人生100年時代」といわれる時代を迎える中で、家計では、それぞれのライフプランに合った良質かつ適切

な金融サービスを利用することができ安定的な資産形成が実現できる環境が求められているといえよう。また、2(2)では、「家計の安定的な資産形成を進める上では、長期・積立・分散投資の定着を促していくことが一つの有効な方法」であることが示され、当局は、そのための方策の一つとして「NISA(もしくは、つみたてNISA)」の普及に向けて取り組んでいる。

2016年10月に野村アセットマネジメント(株)が公表した『「貯蓄から投資へ」に関する意識調査』のなかでは、「『貯蓄から投資へ』を促すためには、資産形成において、積立投資の利用を広げることが求められよう。」と指摘されている。また、2018年3月に(一社)投資信託協会が公表した『投資信託に関するアンケート調査報告書』をみると、

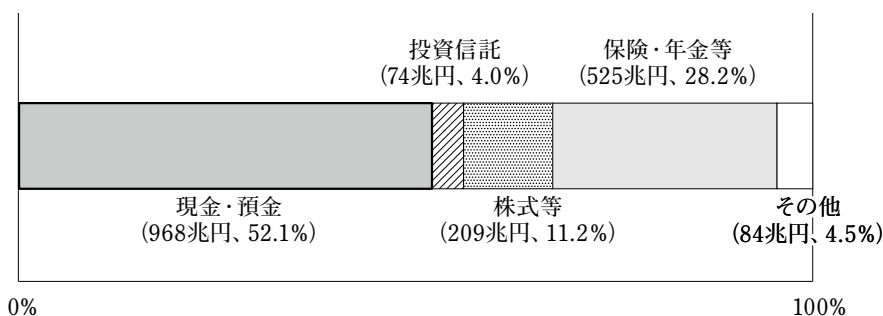
図表1 金融行政の重点施策



(備考)『変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成30事務年度)～』より引用

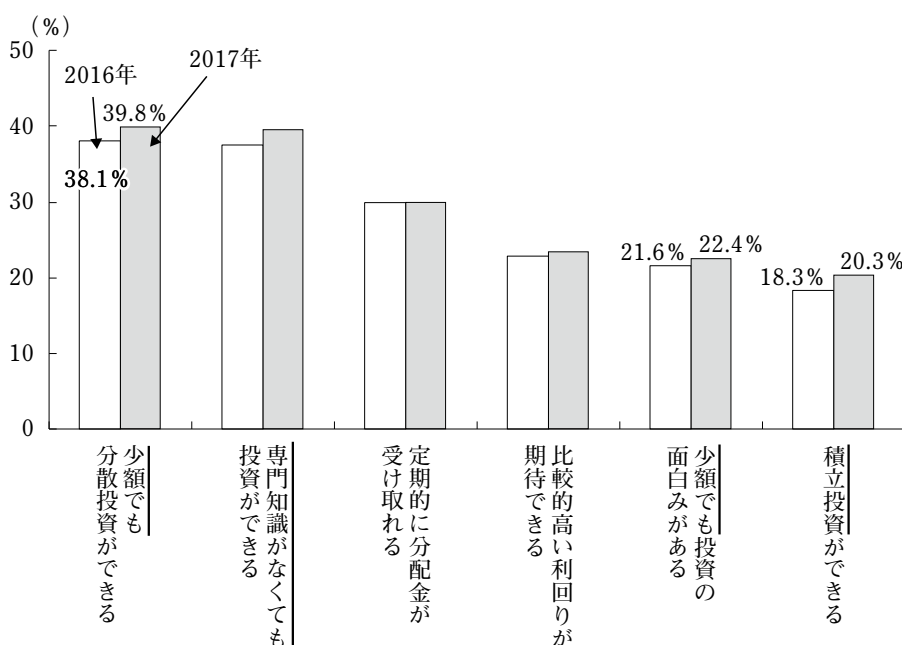
(注)1. 今回は、平成27事務年度から毎年度公表されてきた「金融行政方針」と「金融レポート」を一体として策定し公表している。

図表2 家計の金融資産（2018年9月末現在）



(備考) 日本銀行調査統計局（2018年12月21日）「2018年第3四半期の資金循環（速報）」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表3 他の金融商品に比べて投資信託商品の優れている点



(備考) (一社)投資信託協会『投資信託に関するアンケート調査報告書』（2018年3月）をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

投資信託商品の「優れている点、不満点」に焦点をあてたアンケート調査結果ではあるものの、「少額でも分散投資ができる」、「専門知識がなくても投資ができる」等が回答割合の上位を占める（図表3）。すなわち、「貯蓄から投資へ」を推進するにあたっては、「積立（投資）」、「少額（投資）」、「分散（投資）」、「専門知識不要」等が鍵を握っているといえよう。

本稿では、これらキーワードをカバーしたフィンテックサービスの一つとして、TORANOTEC(株)(東京都港区)が提供する投資アプリ「トラノコ」を紹介する。

2. TORANOTEC株式会社によるおつり投資サービス

(1) 会社の概要

同社は、2016年8月に設立された投資ア

図表4 TORANOTEC株式会社の概要



同社の概要	
法人名	TORANOTEC株式会社
代表	ジャスティン・バロック
所在地	東京都港区虎ノ門
設立	2016年8月
社員数	30名 (グループ全体)
事業内容	金融サービス投資、アプリ開発等

(備考) 1. 写真はジャスティン・バロック代表取締役社長
2. 同社提供

プリサービスを運営するフィンテックスタートアップ企業である(図表4)。同社は親会社としてアプリ開発^(注2)を担い、完全子会社のTORANOTEC投信投資顧問(株)が投資運用・管理^(注3)を担うグループ体制を構築している。グループ全体の社員数は約30名である。

元米国ステート・ストリート銀行の在日代表で同社代表取締役社長のジャスティン・バロック氏は、わが国の金融当局が税制優遇等の施策を講じながら「貯蓄から投資へ」を推進しているにもかかわらず、なかなか投資家層のすそ野は広がりをみせていないなか、「投資に対する心理的ハード

ルを下げることこそが最も大切」という想いの下、わが国の投資分野に“新風”を巻き起こそうという気概で、同社の立上げに至った。こうしたなか、2019年2月5日に、東京都が主催する「東京金融賞^(注4)」の都民ニーズ解決部門で受賞をした。

(2) 事業の概要 –「すべての人を投資家」を目指す投資アプリ「トラノコ」–

2017年6月に、「すべての人を投資家」をキャッチフレーズに生まれたサービスが投資アプリ「トラノコ」である(図表5)。登録したクレジットカードで買い物をしたときに、買い物データに連動したおつりが自動で分散投資に回される投資サービスである。おつりの金額は3パターンの中から選択できる^(注5)。

図表5 おつりで投資アプリ「トラノコ」のサービス提供画面(イメージ)



(備考) 同社プレスリリースより引用

(注)2. システム構築、データ連携、パートナー連携等を事業とする。

3. 投資運用業、第二種金融商品取引業を事業とする。

4. 東京都は、2017年11月、東京が世界に冠たる国際金融都市として輝くための具体的施策等をまとめた「国際金融都市・東京」構想を発表した。そのなかの1つの施策として「東京金融賞」を創設している。(http://finaward.metro.tokyo.jp/参照)

5. おつりのパターンは、「100円」、「500円」、「1,000円」の3つの中から選んで設定できる。例えば100円で設定した場合、150円の買い物をすると、200円-150円=50円のおつりが投資金額に回される。

利用者は、口座開設にあたって複雑な手続きは必要とせず、基本情報^(注6)を入力後、クレジットカード情報の登録^(注7)、投資パターンの選択、毎月1回投資資金を引き落とす預金口座の登録を設定するだけである。この日常的に使用している預金口座から自動振替で分散投資できる点は、“利用者の生活の中に投資を浸透させていきたい”という想いの反映された「トラノコ」の大きな特長の一つである。なお、2019年1月現在、利用者が引落口座として登録した信用金庫数は80弱に上るといふ。投資パターンは、安定重視の「小トラ」、バランス重視の「中トラ」、リターン重視の「大トラ」の3つであり、いずれもグローバル分散投資である^(注8) (図表6)。

最低投資金額は5円で、利用者は5円以上1円刻みで投資することができる。2017年9月からは、「トラノコ」と連携した企業のポイントを投資できる機能を追加してい

る。2019年2月現在、RealPayポイント^(注9)、Gポイント^(注10)、ネットマイル^(注11)、ポイントタウン^(注12)で獲得したポイントを投資に回すことができるようになっている。投資に対する心理的ハードルを下げることで、より多くの人に投資に触れてもらう機会の創出を図っている。

また、利用者が運用期間中に負担する手数料は分かりやすく、月額利用料の300円(開始当初3か月間は無料)と運用報酬の「純資産額×年率0.3% (税抜き)」のみとなっている。月額利用料にすることで、投資を長期間続ければ続けるほどコスト負担が低下するようにしている。利用者には、長くコツコツと投資をしてもらうインセンティブを与え「投資するクセをつける」ことを期待している。

さらに、「トラノコ」の利用に応じてANAのマイルが付与されたり、電子マネーnanacoポイントが付与されたりする特

図表6 「トラノコ」ファンドの資産構成



(備考) 同社ホームページより引用

(注)6. 生年月日、名前、性別、電話番号、住所、マイナンバー、マイナンバー確認書類、本人確認書類等の入力
 7. 家計簿アプリ (マネーフォワード、マネーツリー、Zaim) の利用者は登録不要
 8. ロボアドバイザーではなく、プロのファンドマネージャーが運用している。
 9. (株)リアルワールドが提供するポイント交換サービス
 10. ジー・プラン(株)が提供するポイント交換サービス
 11. (株)ネットマイルが運営する共通ポイントプログラム
 12. GMOメディア(株)が運営するポイントサイト「ポイントタウンbyGMO」のポイント

典がある。日本瓦斯(株)の都市ガス利用者には割引サービスも提供されている。2018年8月からは、学生の利用者の月額利用料を無料にする「トラノコ学割」サービスを提供することで、学生にも「コツコツお金が殖える」ことを体感してもらうことを期待している。同年12月からは、「トラノコ福利厚生」サービス^(注13)も提供し、社員の金融リテラシーの向上や家計の改善に役立つことを期待している。

現在、「トラノコ」の利用者の7割近くは投資未経験者である。年齢別には20歳代までで3割を超え、40歳代までの利用者では85%を占める。金融資産別には300万円未満が8割近く、年収別には300万円未満が4割を占めているという。このように、「すべての人を投資家に」を徹底してきたサービス提供の成果が徐々に現れてきている。

(3) 今後の展望

同社は、2018年8月、みずほ銀行との間で、アプリを活用したデジタルの資産形成分野における連携を発表した。「トラノコ」の利用者が、みずほ銀行の預金口座を引落口座に設定した場合、月額手数料の無料期間が3か月延長されて6か月となる。さらに、みずほ銀行で投信口座を開設すれば、月額手数料の無料期間は6か月追加の1年となる。同社としては、こうした銀行あるいは信用金庫等との連携を広げていき、少

図表7 金融庁の「FinTech実証実験ハブ」支援案件として採用された「リアルおつり投資」プロジェクト



(備考) 同社プレスリリースより引用

しでも投資に関心を持つ個人を増やしていきたいという。

また、2018年12月に、「リアルおつり投資」プロジェクト(図表7)が、投資分野のフィンテックでは初めて、金融庁の「FinTech実証実験ハブ」支援案件として採用された。2018年度末までを目処に、(株)セブン銀行のATMに小銭を投入するボックスを設置し、QRコード認証で、おつり等の小銭を投資に回せるサービスの実証実験を開始する予定である。

今後とも「トラノコ」を、保有資産規模や投資経験に関わらず誰にとっても使いたくなるサービスとなるようさらに発展させ、誰もが日々の生活の中で資産運用することが当たり前の世界を実現したいと意気込む。

3. 「貯蓄から投資へ」の流れの加速化に向けて

三菱UFJ国際投信(株)が2017年3月に実施した『積立投資 活用実態アンケート』によ

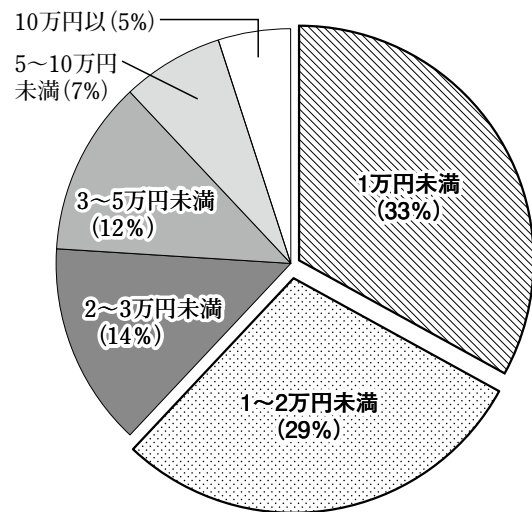
(注)13. 月額利用料は会社負担とし、社員(パート・派遣含む)は運用報酬のみ負担する。

ると、積立投資をしている人は20歳代と30歳代を合わせて半数を占め、その毎月の積立金額は「1万円未満」と「1～2万円未満」で過半数を占める（図表8）。また、積立投資を始めたきっかけとしては「自分で本やネットなどを見て必要性を感じたから」が最も多い回答割合を占めている。これらからも、「貯蓄から投資へ」では、やはり「積立（投資）」と「少額（投資）」はキーワードであり、かつ投資教育を含めた何らかの“きっかけづくり”が鍵を握るようである。

日本経済新聞（2018年12月23日付）「消えゆく個人投資家」では、『貯蓄から投資』は2018年も逃げ水だった。」と報道された。また、野村アセットマネジメント(株)が2018年12月に公表した『「人生100年時代の資産運用に関する調査」結果について』では、資産形成に関する意識として、「…全体としては「できるだけ長く働き、資産運用は行わないつもり」とする割合が最も高く、長寿生活に備えた資産形成に対して慎重な姿勢がみられる。」ことが示されている。

こうしたなか、本稿で紹介した投資アプリ「トラノコ」のようなフィンテックサービスが、今後の「貯蓄から投資へ」の流れの加速化に向けて、個人投資家の掘り起こしにあ

図表8 積立投資利用者の毎月の積立額



（備考）三菱UFJ国際投信『積立投資 活用実態アンケート』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

たっての一つの切り札となることが期待されよう。

今後、「トラノコ」のサービス利用者の事例にあったとおり、利用者が直接、預金口座をフィンテックサービス利用のための引落口座に指定する等、信用金庫の営業担当の与り知らないところで、情報感度の高い利用者がフィンテックサービスを積極的に利用する場面が増えてくるだろう。信用金庫においては、金融リテラシーの高い利用者からの問い合わせにも応えられるよう、常日頃からフィンテックに対する情報感度を高めていくことが求められるのではなかろうか。

〈参考文献〉

- ・金融庁（2018年9月）『変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度）～』
- ・（一社）投資信託協会（2018年3月）『投資信託に関するアンケート調査報告書』
- ・野村アセットマネジメント(株)（2018年12月）『「人生100年時代の資産運用に関する調査」結果について～人生100年時代の資産運用のあり方を探る～』
- ・三菱UFJ国際投信(株)（2017年）『積立投資 活用実態アンケート』



足立成和信用金庫の本店建替えプロジェクト

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 上席調査役

とね かずゆき
刀襦 和之

(キーワード) 本店の建替え、建築コンサルティング、建設コストの抑制、地域との共生

(視 点)

信用金庫にとって本店（本部）の建替えは数十年に1回のビッグプロジェクトとなる。言い換えれば、20年30年先を見越した本店のあるべき姿を想像し、時代を先取りして建設する必要があると言えよう。

本稿で紹介する足立成和信用金庫は、「創立90周年記念事業」の目玉施策と位置付け本店の建替えに臨んだ。同金庫は、建築コンサルティングを有効活用することで、建設コストを抑えつつ基本設計コンセプトに沿った新本店を完成させることに成功している。完成した新本店は地上8階・地下1階建てで、災害発生時には帰宅困難者の受入れを想定するなど、地域との共生を意識したものとなる。

(要 旨)

- 信用金庫にとって本店（本部）の建替えは、20年30年後を見据えた自金庫のあるべき姿を具現化するものである。
- 足立成和信用金庫は、新本店の建設を「創立90周年記念事業」の目玉と位置付けて取り組んだ。建替えにあたっては、建築コンサルティングを有効活用している。
- 完成した新本店は、『足立成和信用金庫本店らしさの追求』や『効率的で充実したワークプレイス』など、基本設計コンセプトに沿ったものとなった。
- 安全性や業務継続性の確保に加え、職員のモチベーション向上・意識改革に貢献するなど、新本店への建替えによる効果は大きいと評価している。

※本稿は、2018年12月7日に信金中央金庫 地域・中小企業研究所が東京（京橋別館）で開催した「店舗戦略セミナー」での講演内容を参考に作成している。

はじめに

信用金庫にとって本店（本部）の建替えは数十年に1回のビッグプロジェクトとなる。言い換えれば、20年30年先を見越した本店・本部のあるべき姿を想像し、先取りして建設する必要があると言えよう。

本稿で紹介する足立成和信用金庫は、「創立90周年記念事業」の目玉施策と位置付け本店の建替えに臨んだ。同金庫は、建築コンサルティングを有効活用することで、建設コストを抑えつつ基本設計コンセプトに沿った新本店を完成させることに成功している。完成した新本店は地上8階・地下1階建てで、災害発生時には帰宅困難者の受入れを想定するなど、地域との共生を意識したものとなる。

1. 本店建替えの経緯

(1) 経緯

東京都足立区に本店を置く足立成和信用金庫は、2016年の「創立90周年記念事業」の目玉施策として本店を建て替えた（図表1）。

同金庫の旧本店は、建築から50年が経過

図表1 足立成和信用金庫の概要

創 立	大正15年11月11日
本 店 所 在 地	東京都足立区千住
預 金 残 高	4,981億円
融 資 残 高	2,406億円
店 舗 数	24店舗（うち足立区21店舗） ローンプラザ3か所 店外ATM5か所
常 勤 役 職 員 数	404人

（備考）2018年9月末

（注）1. 1967年に竹の塚に本部が移転していた。

しており、老朽化が著しかった。また時代の変化もあり、本店としての機能不足も感じられた。そこで同金庫は16年11月の創立90周年記念事業の目玉施策として本店を建て替えることとし、合わせて竹の塚にあった本部^{（注1）}を移転、本店・本部を一体化することにした。

庫内では10年8月に「本店建替検討委員会」を立ち上げ、建替えの検討を開始している。

(2) 狙い

同金庫が本店建替えを決定した目的は、①旧本店の老朽化といった直面する課題解決に加え、②16年11月の創立90周年記念事業の目玉施策として金庫内外に発信、③本店の所在する千住地区の発展への対応、④創業地である千住地区への本部の回帰、⑤首都直下地震などの災害対策（BCP）、⑥採用活動におけるPR効果などである。

(3) 中央支店の建替えについて

同金庫は、本店の建替えに合わせて同じく老朽化が著しかった中央支店の建替えも実施した。両店舗を一体で検討・建て替えた面がある。基幹店舗である中央支店も建て替え、本店で賄えない部分を中央支店で補完することにした。

2. 完成までの流れ

(1) 本店建替検討委員会（10年8月に設置）

本店建替検討委員会は、理事長を委員長に設置したプロジェクトチームで、建替えにあ

図表2 本店建替えにかかる基本方針

- 2016年度の創立記念日（11月11日）までにオープン
- 金庫（組織）全体・地域のシンボル
- 竹の塚にある本部機能を新本店に移転
- 大会議室や打合せスペースなどの充実
- 地域との連携、協調
- BCP対策、総工費、建築コンサルティングの導入
- 中央支店の建替えを進め、新本店を補完 など

（備考）足立成和信用金庫資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

たつてのコンセプトや機能を基本方針として取りまとめた（図表2）。

（2）建築コンサルティングの導入

本店建替え時の特徴のひとつに建築コンサルティングを導入したことがあげられる。外部専門機関の活用目的の第一は、前回の本店建設から長期間が経過しており、建替えなどに関するノウハウを有する役職員が不足していたことがある。自金庫の役職員のみでは、工事業者との契約、コストやスケジュール、品質などの管理・コントロールが難しい状況にあった。

また、本店と中央支店の建替えは多額の総

工費を要するビックプロジェクトであること、90周年記念事業の一環であり工事遅延は許されないことなども建築コンサルティングの導入を後押しした。

これまでの店舗建替えなどの場合、建設のプロフェッショナルではない同金庫役職員が工事業者との交渉・契約などを行わねばならなかった。それに対し今回は、建築コンサルティングによるコンストラクションマネジメント（CM）方式^{（注2）}を通じて、専門的な交渉なども容易かつ納得感を持って行うことができた。最終的には建設コストの抑制により建築コンサルティング費用を賄うことが可能となった（図表3）。

図表3 CM方式導入のメリット（代表例）

- 調達プロセスや建設コストの透明性の確保
- 適切なスケジュール管理
- 意思決定プロセスの円滑化
- 各種の交渉役、相談役、管理役
- プロジェクト全体の費用縮減
- 追加工事コストの増加リスクを回避
- 運営管理の負担軽減とランニングコスト低減
- 担当事務局の業務負担の軽減

（備考）足立成和信用金庫資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

（注）2. CM方式とは、コンストラクション・マネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の代行者または補助者となって発注者側に立ち、基本計画や設計の検討、工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部または一部を行うマネジメント手法のこと。

(3) 本店建替委員会（実務作業部会）（11年3月に設置）

本店建替えに係る基本方針の決定を受け、同金庫は本店建替検討委員会を解散し、プロジェクトに実務的に取り組む本店建替委員会（実務作業部会）を新たに設置した。同委員会は、原則として隔週で開催し、新本店の具体的な企画、業者選定、マスタースケジュールなどを検討・決定していった。

本店建替えの検討を進めるなか、同金庫は職員代表によるコンセプトブックを作成し、『職員が考える足立成和信用金庫』『90周年事業の実現に向けた道しるべ』を明確にした。新本店の設計でも、同コンセプトブックをもとに本店設計コンセプトを策定している（図表4）。

建設開始後にレイアウトなどの変更を招かないよう、本店の基本設計段階で全役員および部課長を対象とする設計レビューを合計6回開催した。これにより役職員の間で新本店

のコンセプトを共有できた。

本店の仮店舗移転および本店建設中も同委員会を原則隔週で開催し、工事の進捗確認や現場立入確認などを行っている。また、月1～3回、役員ミーティングで工事の進捗状況を報告するなど、スケジュール管理を徹底した。

想定外の地中障害物の存在や地下水の湧水などにより、建設工事は当初スケジュールより50日遅延したものの、創立90周年記念日前のオープンに成功した。同金庫では、建築コンサルティングの導入および徹底した進捗管理は不可欠だったと考えている。

(4) 移転プロジェクト推進委員会（15年10月に設置）

新本店の完成を受け、同金庫は15年10月に移転プロジェクト推進委員会を本店建替委員会と別に設置した。同委員会は常務理事を委員長に、各部・本店職員からなる組織で、本店および本部の移転実務を担当する。

図表4 基本設計コンセプト

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 足立成和信用金庫本店らしさの追求<ol style="list-style-type: none">① 足立成和信用金庫のシンボル② 歴史の継承③ 地域交流の場を創出する空間づくり2. 効率的で充実したワークスペース<ol style="list-style-type: none">① 事務エリアの効率化による快適な執務環境② 職員のコミュニケーションを誘発する空間づくり③ アメニティの充実によるESの向上3. 環境負荷低減～社会的責任とランニングコスト低減<ol style="list-style-type: none">① 快適性の維持と環境配慮② 建物の長寿命化とフレキシビリティ／メンテナンス性の向上4. 災害に強い本店と地域防災への貢献<ol style="list-style-type: none">① 本部・本店機能のBCP② 地域防災への貢献 |
|---|

（備考）足立成和信用金庫資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

各部の意見や要望、移転に関する諸課題を検討および最終調整し、各フロアへの部門配置などを決定していった。特に本部の移転にあたっては、保存文書類の電子化を推し進め、移転作業の負荷軽減および事務リスクの低減、さらには新本部の倉庫・キャビネットの余剰スペースの確保に努めた。

実際の移転は、本部各部を2週に分けて行い、その翌週、本店が仮店舗から移転するスケジュールであった。段階を踏み3週間に亘って実施している。なお、旧本部に設置してあったサーバについては、一括移転ではなく旧本部のサーバと新本部のサーバ（新設）とをネットワークでつなぎ並行運用すると同時に、約3か月をかけて順次移行していった。

3. 新本店の特徴

2016年7月16日にオープンした新本店は、地上8階・地下1階建てで、『足立成和信用金庫本店らしさの追求』や『効率的で充実した

ワークプレイス』など、基本設計コンセプトに沿ったものとなった（図表5）。

新本店の主な特徴をあげると、①歴史の継承、②オープンフロアの採用、③ES向上への取組み、④BCP対策などである。


(1) 歴史の継承（図表6）

新本店は、旧日光街道の一番目の宿場街である千住宿の入口に立地するため、当時の建物にみられた「縦格子」をモチーフにした外観を採用した。また、旧本店に関する展示ギャラリーを設置したり、階段手摺をエレベータの手摺に再利用したりするなど旧本店の記憶の継承にも取り組んでいる。

(2) オープンフロアの採用（図表7）

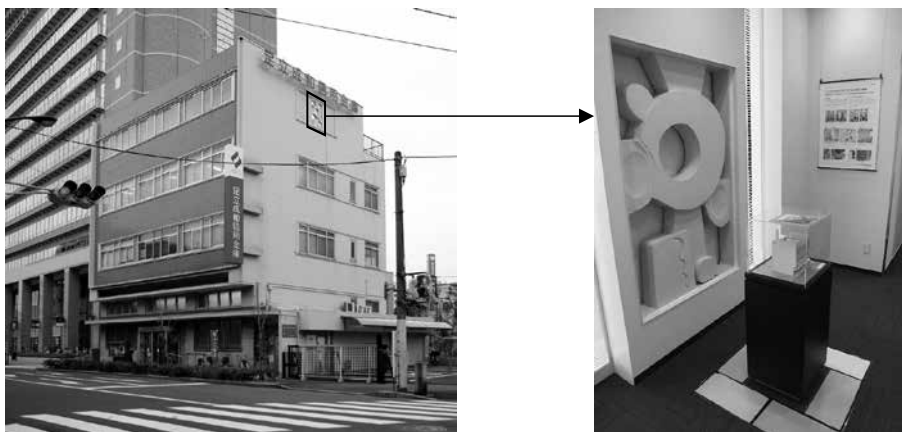
本部の事務室を部門単位で仕切るのではなく、間仕切りのないオープンフロア化している。また統一規格のシステム機の採用、壁面設置のキャビネットなどにより、レイアウト

図表5 新本店本部の概要

〈オープン日〉	2016年7月19日	
〈建物概要〉	地上8階 地下1階	
地下1階	機械式駐車場（14台）	
1階	営業店・ATMコーナー	
2～7階	本部機能	
8階	機械室	
延べ床面積	4,268.68m ²	
耐震性	建築基準法における耐震基準の1.5倍（一部制振装置導入）	
〈主な設備〉	全自動貸金庫	
	ランチナビシステム	
	タッチ伝票システム	
	バーコード収納システム	
	非常用自家発電機 太陽光パネル	

（備考）足立成和信用金庫資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表6 歴史の継承（展示ギャラリー）



(備考) 図表6から図表10まで足立成和信用金庫提供

図表7 オープンフロアの採用



図表8 ES向上への取組み



変更や各部の情報共有が容易になった。集中
応接フロアと別に各フロアに共用の簡易応接
を設け、職員同士の簡単な打合せなどに利用
できるようにした。

(3) ES向上への取組み（図表8）

本店本部で働く職員のES向上に向け、開
放感のある食堂や使い勝手の良いトイレなど
デザインを工夫している。

(4) BCP対策

同金庫の新店が立地する地域は河川に囲
まれているため、災害発生時のハザードマッ

プを意識した構造とした。万一の水害に備
え、機械室などは上層階に設置してあるほ
か、首都直下型地震が発生した際には、大会
議室に帰宅困難者を受け入れることも可能で
ある。停電に備え自家発電設備や太陽光発電
パネルも完備している。

(5) 本店について（図表9、10）

1階に店舗を構える本店は、身の丈に合っ
たレベルの作りとし、過度に大きなスペー
ス・設備は不要と考えた。本店専用の金庫室
は設置せず重要物は壁面収納に格納する方式
である。また事務集中を進めることで、後方

図表9 本店フロア（ロビー側）



図表10 本店フロア（後方側）



スペースも最小限にとどめた。その一方で、顧客利便性の提供には力を入れており、全自動貸金庫、ランチナビシステム、タッチ伝票システムなどの最新システムを導入した。

4. 2年経過後の評価

新本店のオープンから2年強が経過した。同金庫では、安全性・業務継続性の確保や職員のモチベーション向上・意識改革に貢献するなど、本店の建替えによる効果は大きいと判断している。

(1) 効果・メリット

老朽化した旧本店と異なり、新本店は耐震性に優れ、また自家発電や太陽光パネル設置など安全性・業務継続性が高まった。不足し

ていた来客時の応接室や各種会議室などを確保でき、総代会も本店の大会議室で開催可能となっている。最終的な建設コストも計画内に抑えることができた。

創立90周年という節目の年に新本店がオープンしたこともあり、職員のモチベーション向上・意識改革にも貢献している。地元の新たなランドマークとして顧客からの評判も上々である。採用活動でのPR効果などでもメリットがみられる。

(2) 課題・デメリット

コスト抑制に努めたものの、新本店の維持管理費用は旧本店を上回っており、長期的な負担増となる。また地下駐車場の入出庫に予想以上の時間がかかる点、電子化を進めたものの倉庫の不足が予想される点なども検討課題となる。そこで同金庫では課題解決に向け、業務時間中は駐車場の出入口に交通整理担当の職員を配置するなどすることにした。

おわりに

本店・本部の建替えは、毎年、数金庫が行っているものの、個々の信用金庫においては数十年に一度の頻度で発生するイベントであり、ノウハウの蓄積が難しい分野のひとつとされる。そのため、個別信用金庫でノウハウを蓄積するのではなく、業界としての蓄積が有効と考えられる。こうしたなか、今回紹介した足立成和信用金庫の本店建替えプロジェクトの事例は、今後、信用金庫が本店の建替えを検討する際の参考になると思料される。

〈参考文献等〉

- ・2018年12月7日「店舗戦略セミナー」講演資料（なお、同セミナーの概要は「信金中金月報 2019年2月号」に記載されています）

若手職員向け奨学金の返済支援制度について

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席調査役

とね かずゆき
刀襦 和之

(キーワード) 奨学金、(独)日本学生支援機構、返済負担の軽減、福利厚生、
公平性の確保

(視 点)

(独)日本学生支援機構の調査では、大学(昼間部)に通う学生のうち奨学金を受給する割合は5割弱とされる(2016年度)。近年、奨学金の返済に苦慮する若年層の増加が社会問題としてクローズアップされるようになった。こうした状況下、信用金庫が若手職員の奨学金返済支援に取り組む意義は、①若手職員の生活向上の支援、②PR効果など採用活動の強化、③地域・社会貢献策と考えられる。奨学金の返済支援策を制度化した他業態では、採用活動時のPR効果や従業員のモチベーション向上などがみられる。

本稿では、若手従業員の奨学金返済負担の軽減に取り組むあおぞら銀行の「奨学金返済支援手当」と、大和証券グループ本社の「奨学金返済サポート制度」を取り上げる。今後、自金庫で制度化を検討する場合の参考にして頂きたい。

(要 旨)

- (独)日本学生支援機構の『平成28年度 学生生活調査結果』によると、何らかの奨学金を受給する大学生の割合は2016年度時点で48.9%に達する。
- 返済に苦慮する若手職員を支援するため、奨学金の返済支援制度の導入を検討する信用金庫がある。導入時の検討課題は、①公平性の確保、②優先順位付け、③事務手続の簡素化などである。
- あおぞら銀行は、2018年度に「奨学金返済支援手当」を導入し、奨学金残高の5%分を年1回、3年目まで支給することにした。
- 大和証券グループ本社は、2018年度に「奨学金返済サポート制度」を導入し、社員の奨学金一括返済資金を無利子で貸し付けることにした。毎月の返済は入社6年目からとなる。

はじめに

(独)日本学生支援機構の調査では、大学(昼間部)に通う学生のうち奨学金を受給する割合は5割弱とされる(2016年度)。近年、奨学金の返済に苦慮する若年層の増加が社会問題としてクローズアップされるようになった。こうした状況下、信用金庫が若手職員の奨学金返済支援に取り組む意義は、①若手職員の生活向上の支援、②PR効果など採用活動の強化、③地域・社会貢献策と考えられる。奨学金の返済支援策を制度化した他業態では、採用活動時のPR効果や従業員のモチベーション向上などがみられる。

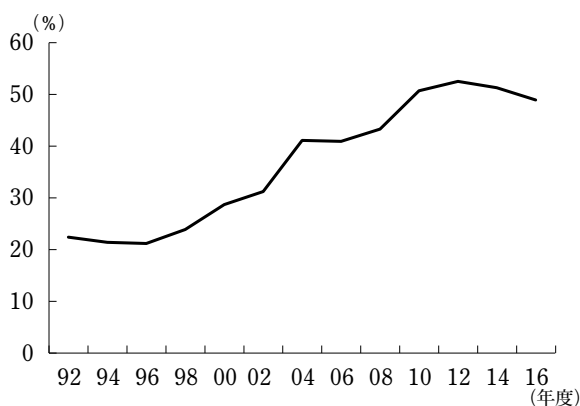
本稿では、若手従業員の奨学金返済負担の軽減に取り組むあおぞら銀行の「奨学金返済支援手当」と、大和証券グループ本社の「奨学金返済サポート制度」を取り上げる。今後、自金庫で制度化を検討する場合の参考にして頂きたい。

1. 奨学金の受給動向

(独)日本学生支援機構の『平成28年度 学生生活調査結果』によると、何らかの奨学金を受給する大学生(昼間部)は、2016年度時点で48.9%に達する(図表1)。

奨学金の受給割合は1990年代の20%台前半から2000年以降急速に上昇し、直近は50%前後で推移している。足元では景気浮揚による家庭の家計改善もあり、12年度を直近のピークにやや低下傾向にある。また、16年度の家庭の年収区別の奨学金受給者割合をみ

図表1 奨学金の受給割合の推移

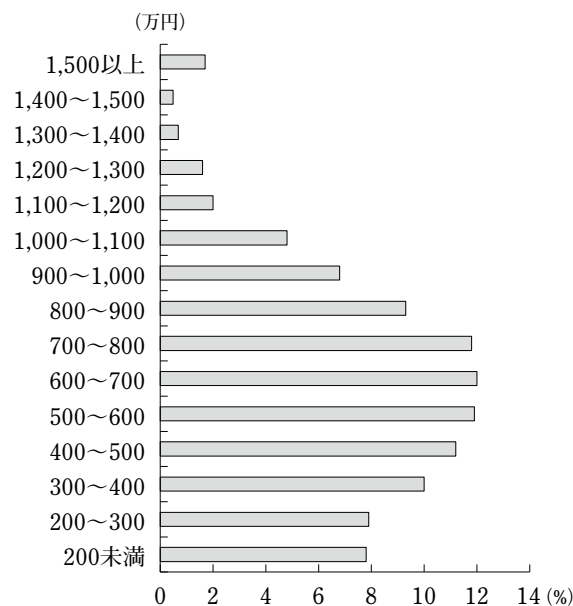


(備考) (独)日本学生支援機構資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

ると、年収600~700万円層が最も高くなっており、奨学金制度の利用が広く一般世帯にまで普及していると推察される(図表2)。

奨学金受給者の増加につれて、卒業後の返済に苦慮する若年層も増加している。(独)日本学生支援機構の『平成28年度 奨学金の返還者に関する属性調査』では、『延滞が継続

図表2 家庭の年収区別の受給者割合(大学(昼間部)、2016年度)



(備考) (独)日本学生支援機構資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

している最たる理由』について、「本人の低所得」が32.0%と最も高く、「奨学金の延滞額の増加」(13.7%)、「本人の借入金の返済」(9.0%)などが続く。延滞者の中には自己破産の発生など、奨学金の返済負担が社会問題としてクローズアップされるようになった。

2. 奨学金の返済支援制度の検討

(1) 狙い

奨学金の返済負担増に関連した社会問題の広がりなどを受け、地方自治体と連携した返済不要型の奨学金制度や、独自の奨学金制度を創設する信用金庫がある。これらは、地域金融機関として地域・社会貢献の色彩が強い施策と位置付けられる。

こうした動きに加えて近年、福利厚生の一環として若手職員向けに奨学金の返済支援制度の導入を検討する信用金庫がある。これまで多くの信用金庫では、職員向け貸付けによる個別対応で奨学金の返済をサポートしてきたようだが、より積極的な取組みを打ち出すため制度化案が浮上したと考えられる。信用金庫が若手職員向けに奨学金の返済支援制度を導入する狙いは、①若手職員の生活向上の支援、②PR効果など採用活動の強化、③地域・社会貢献策などとなる。

①若手職員の生活向上の支援

信用金庫の職員は、入庫から数年間は昇格のテンポがなだらかで、その後、選抜が行われながら昇格・昇給していくのが一般的なスタイルである。仮に奨学金の返済で

苦慮する若手職員がいるとするなら、一定期間、奨学金の返済をサポートすることで、生活の質を向上させられる。若手職員は月々の奨学金の返済を考えず日常業務に専念できるようになる。若手職員のモチベーションや帰属意識が高まり、育成強化や中途退職の未然防止の効果も期待される。

②PR効果など採用活動の強化

人手不足などから採用活動に力を入れる信用金庫は多いものの、ここ1・2年は苦戦する声が聞こえてくる。現状、奨学金の返済支援制度を導入する金融機関は少数に限られる。そこで職員向け福利厚生の一環として、奨学金の返済支援制度を導入したらどうだろうか。職員に対する優しさを学生向けのセミナーや募集案内などでPRし、競合金融機関との違いを打ち出せる。

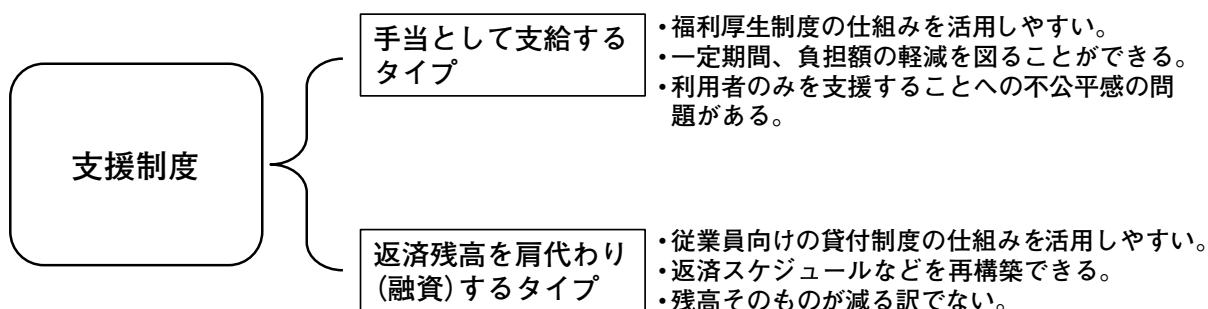
③地域・社会貢献策

自金庫職員に対する奨学金の返済支援を行うことは、信用金庫が企業の社会的責任を果たすうえでの一施策と言える。地元に住む職員の生活改善は地域貢献や社会貢献の一助となる。

(2) 支援のタイプ

一般に企業が行っている若手従業員向けの奨学金返済支援制度は、大きく①返済額の一部を手当として支給するタイプ、②奨学金の返済残高を肩代わり（融資）するタイプに分かれる（図表3）。

図表3 奨学金の返済支援制度（代表例）



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

①手当として支給するタイプ

従業員に対する「住宅手当」や「家族手当」などと同じく、福利厚生の一環として「奨学金返済手当」（仮称）を支給するタイプである。企業によって毎月の返済額の半額程度を一定期間支給する方法や、賞与時に一定金額を支給する方法などがある。既にある福利厚生の仕組みを活用するため、制度化しやすい反面、奨学金を受給していない従業員との公平性の問題を指摘する意見もみられる。

②返済残高を肩代わり(融資)するタイプ

福利厚生の一環として従業員の抱える奨学金の返済残高を企業が肩代わり（融資）するタイプである。①のタイプと同様、従

業員向け貸付けの仕組みを活用するため制度化しやすい反面、返済残高そのものは減少する訳ではないとの意見がある。

(3) 導入時の検討課題

今後、信用金庫が奨学金を抱える若手職員に対する返済支援策を導入する際の検討課題は、①公平性の確保、②優先順位付け、③事務手続の簡素化などである（図表4）。

①公平性の確保

入庫前に奨学金を受給した職員を採用後に優遇することについて、公平性の観点から消極的な意見がある。特定の職員を優遇するのではなく、初任給そのものを引き上げれば解決するとの考え方もあるだろう。

図表4 主な検討課題

公平性の確保	奨学金を利用する職員のみを過度に優遇することは、公平性の観点から問題がないか検討する必要がある。
優先順位付け	奨学金の返済支援に要するコストと、他の福利厚生に要するコストなどを比較・検討する必要がある。
事務手続の簡素化	複雑な事務手続を行うのではなく、シンプルな制度運営にすることで人事部門の事務負担を軽減する必要がある。

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

いずれにせよ導入検討にあたっては、全職員が受け入れられる水準の支援策を見極める必要がある。

②優先順位付け

信用金庫として職員の福利厚生に支出できるコストは限られる。奨学金の返済支援に要するコストと、他の福利厚生に要するコストとを比較・検討し、自金庫として取り組むべき優先順位を付けたなかで導入を検討する必要がある。

③事務手続の簡素化

信用金庫の人事部門の人員に限りがあるので、複雑な事務手続を行うのではなく、シンプルな制度運営にする必要がある。例えば後述の導入事例では、毎月の手当支給ではなく1年分を一括支給するなどの事務軽減に取り組んでいる。

以下、2018年度に「奨学金返済支援手当」を創設したあおぞら銀行の取組事例と、2018年度に「奨学金サポート制度」を創設した大和証券グループ本社を取組事例を紹介する。今後、自金庫で若手職員向け奨学金の返済支援制度を検討する場合の参考として頂きたい。

3. あおぞら銀行

「奨学金返済支援手当」

(1) 経緯・狙い

あおぞら銀行は、2018年度に「奨学金返済

図表5 あおぞら銀行の概要

商号	株式会社あおぞら銀行
設立	1957年4月
本店所在地	東京都千代田区
拠点数	国内 20本支店、1出張所 海外 3駐在員事務所
資本金	1,000億円
総資産	5兆458億円（連結）
自己資本比率	10.14%（連結）

（備考）2018年12月末

支援手当」を創設し、入行3年目までの行員の奨学金返済を支援することにした（図表5）。

制度導入の背景は、同行が引き続き積極的な採用方針であることをアピールすることにある。同行はメガバンクなどの大手行と一線を画し、引き続き積極的な採用増を目指している。優秀な学生を採用するべく、同行は19年4月に初任給を2万円増額の23.3万円と、大手行で最高水準に引き上げている。

同行は奨学金の返済が若年層の間で大きな負担となっていることを受け、若手行員の奨学金返済をサポートする制度の導入を検討することにした。

導入を検討するなか、18年4月の新入行員62人に匿名アンケートを実施したところ、一定数が奨学金を受給しており、潜在ニーズの高さを確認できた。そこで大手行では初、金融機関でも非常に珍しい「奨学金返済支援手当」の導入に至った。

(2) 制度概要

同行の「奨学金返済支援手当」は、大学・大学院在学中に奨学金制度を利用した若手行

員を対象に、奨学金制度による借入金の5%を毎年一括して、入行から3年間（合計15%）支給する仕組みである。例えば、300万円の奨学金を10年返済で利用の場合、年間の返済額は30万円となる。同行は1年目から3年目までの3年間、年15万円（奨学金300万円の5%相当）を手当として支給するので、毎月の返済負担は半分になる（図表6）。

同制度の最大の特徴は、「手当」として支給する点である（図表7）。公平性の観点から行内で検討を重ねたが、最終的に他の諸手当と同じ取扱いで問題ないとの結論に至った。現状、同制度に対し不公平との声は行内からあがっていないし、同制度の支給対象外の実業員への特別な優遇策も検討していない。

他社の取組状況や支援の程度、昇給する年

次等を考慮し、入行から3年間の支給（奨学金の15%）とした。なお、制度導入の移行期間として19年度は2年目実業員および3年目実業員、20年度は3年目実業員にも借入金の5%を支給する。

支給額を年1回9月に一括支給する理由は、①奨学金の返済の多くが10月から始まること、②事務局である人事部の事務負担を軽減することなどによる。同様に毎年の支給金額を支給開始時に固定するのも、人事部の事務負担軽減を目的としている。

(3) 申請手続き

支給対象の奨学金は、(独)日本学生支援機構の奨学金のほか、原則一般的な公的・民間の奨学金なども対象にする。ただし返済不要

図表6 手当支給のイメージ

○奨学金300万円を10年返済で利用の場合（奨学金の金利は省略）	
1年目	返済額は年間30万円　うち15万円を同行が支給（奨学金の5%相当）
2年目	返済額は年間30万円　うち15万円を同行が支給（奨学金の5%相当）
3年目	返済額は年間30万円　うち15万円を同行が支給（奨学金の5%相当）
4年目～10年目	同　支給せず
	3年間で45万円を同行が支給（奨学金の15%相当）

（備考）あおぞら銀行資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表7 奨学金返済支援手当の概要

対象実業員	入行1～3年目までの全実業員
支給金額	奨学金制度による借入金の5%（支給開始時に金額を固定）
支給期間	入行から3年間
支給時期	年1回9月に当該年度分を一括で支給する。
申請手続き	本人の申請により支給する。
支給方法	本人が指定する給振口座に振り込む。
その他	2019年9月支給開始の予定 支給額は給与として課税対象となる。

（備考）あおぞら銀行資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

の給付型奨学金は対象外である。

同制度の利用は本人の申請を前提にするため、手当を受ける・受けないは本人に任せる。なお、申請時には疎明資料として奨学金の借入残高証明書などを徴求する予定である。支給が認められた行員には、本人が指定する給振口座に9月の給料と一緒に諸手当として振り込む。なお、手当の支給を受けた直後に中途退職する若手職員が出たとしても、支給済みの手当の返還等を求めない考えである。

(4) 導入効果等

導入効果として、採用面でのPR効果を挙げることができる。採用活動で競合する他の大手行などでは取り入れられていない施策なので、就職セミナーや説明会の際のアピールポイントとなっている。女性行員の活躍拡大やダイバーシティ、働き方改革への取組みと同様、当行の姿勢をPRする材料となる。

また、奨学金の返済に苦慮する新入行員などがいた場合、同制度による支援を受けることで日常業務に専念しやすい環境になると見込まれる。同制度の導入を通じ、若手行員のモチベーションが向上し、中途退職などが減ることを期待している。

4. 大和証券グループ本社 「奨学金返済サポート制度」

大和証券グループ本社は、2018年度に「奨学金返済サポート制度」を導入し、社員の奨学金借入残高を無利子で貸し付けることにした（図表8）。

図表8 大和証券グループ本社

会社名	株式会社大和証券グループ本社
発足	1999年4月
本社所在地	東京都千代田区
資本金	2,473億円
グループ企業	大和証券、大和証券投資信託委託、大和総研ホールディングス、大和総研他

(備考) 2018年9月末

(1) 経緯・狙い

大和証券グループ本社は、大和証券などグループ企業全体で年間約600人の新入社員を採用している。近年、奨学金の返済に苦慮する若年層の増加が社会問題となっていることを受け、同社としても何らかの支援策をグループ社員向けに講じる必要があると考え、同制度を導入することにした。

同制度の導入目的は、社員の経済的・心理的な負担を取り除くことで、安心して働ける環境を整え、仕事に専念してもらうことである。期待される効果は、①社会的課題の解決（SDGsの推進や社員の金銭的負担の軽減、社会的評価向上）、②新卒採用における採用力強化、優秀な学生の確保、③社員のロイヤルティ（自社への愛着・忠誠心）向上とリテンション（人材流出防止）である。導入検討では、「手当」の支給と「肩代わり」の選択肢があったが、最終的に肩代わりによる返済支援策を選択した。これは、①会社が手当を支給するタイプは社員の公平性に問題があるうえ、②利子補給に該当するため税金が発生する、③そもそもの導入目的は、奨学金返済負担の軽減といった社会問題の解決であり、借

入金額の一部支援では根本解決にならない、などによる。

(2) 制度概要

同社の「奨学金返済サポート制度」は、奨学金返済義務のある社員を対象に、無利子貸付＋入社5年間は返済猶予とする制度である。例えば、300万円の奨学金を10年返済で利用の場合、年間の返済額は30万円プラス利息の支払いが必要となる。金利の高い奨学金を利用していると、その返済負担額も大きくなる。同制度を利用する新入社員は、奨

学金の借入残高を互助会から借り入れ、一括返済する。返済は5年間猶予され、また6年目からの返済額も金利0%となる。そのため、社員のライフスタイルにあった無理のない返済を実現できる（図表9）。

同制度は、①ゼロ金利で奨学金返済資金を社員に貸し付け、社員は貸付金により繰上返済を行う、②互助会より貸付けを行う、③処遇があまり高くない若手社員のうちは返済を免除し、入社6年目以降に返済開始とする仕組みである（図表10）。

同制度の特徴のひとつに互助会による貸付

図表9 返済サポート制度のイメージ

○奨学金300万円を利用の場合（奨学金の金利は省略）
→ 互助会より300万円を借り入れ、奨学金を一括返済
1年目～5年目 返済不要
6年目以降 毎月返済（給料から天引き）
返済額は各自で設定可能、臨時返済可
金利0%

（備考）大和証券グループ本社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表10 奨学金返済サポート制度

対象社員	奨学金返済義務のある互助会員
貸付範囲	奨学金の返済（本人が貸与を受けたものに限る）
貸付金利	0%
貸付限度額	奨学金の返済残高まで
申請手続き	貸付申請時に奨学金の残高がわかる書類を添付 後日速やかに奨学金繰上返済の実施を示す書類を提出
貸付方法	給与口座に振込み
返済方法	入社5年目（中途採用者の場合、これまでに正社員として勤務した期間を含む）の年度末までは、返済を猶予 ・月払いでの返済 ・月返済額は貸付時に本人が指定 ・貸与翌月、もしくは返済猶予期間が終了した翌4月より、給与天引き開始 ※臨時返済可能
その他	【退職時】退職時に残債を一括返済 【休職時】本人より毎月返済金を徴収（振込み）

（備考）大和証券グループ本社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

けがある。子どもの教育資金や住宅ローンの頭金、家族の医療費や介護費用などを貸し付けていたが、奨学金の返済資金は利用対象外であった。今回、奨学金の返済資金も貸付けの対象に加えることで、社員の返済負担を支援することにした。

同制度を利用できる社員は、契約社員を除く互助会の会員であるグループ社員全員である。新入社員ではなく、中堅の社員も利用できる。貸付金額は奨学金の返済残高であり、本人が貸与を受けたものに限る。例えば家族の奨学金返済に利用できない。

返済は入社6年目から開始となる。貸付けの申込時に本人が指定した金額を毎月の給与から天引きしていく。返済期間の決めはないが、退職時に残債がある場合は一括返済する必要がある。

(3) 申請手続き

同制度の利用を希望する社員が互助会に申請する必要がある。申請時期や申請時の年齢・入社年次は決まっておらず、必要時に申請できる。互助会が奨学金の返済金額を当該社員の給振口座に振り込んだ後、本人が奨学金を繰上返済することになる。なお、互助会には繰上返済が分かる資料等の提出が求められる。

〈参考文献〉

- ・(独)日本学生支援機構『平成28年度 学生生活調査結果』
- ・(独)日本学生支援機構『平成28年度 奨学金の返還者に関する属性調査』

(4) 導入効果等

昨年8月の同制度の導入以降、一定人数の利用者があり、滑出しは順調である。現在も週に数人の利用申請があり、グループ企業内で口コミでの広がりが想像される。利用者のなかには30才代の社員などもおり、社員の生活支援への貢献が見込まれる。採用面では会社説明会で話題に出るなど、PR効果は高いと考えられる。

おわりに

奨学金の利用が一般化しつつある現在、信用金庫の若手職員の一定割合は奨学金を利用して大学等を卒業したと考えられる。当然、返済に苦慮する若手職員も一定数存在しよう。彼(女)らが奨学金の返済で悩むことなく日常業務に専念でき、また信用金庫への忠誠心を高めるためにも、奨学金の返済支援策の導入は検討価値があるのではないだろうか。

また昨年来、採用面で苦勞する信用金庫が増えている。本稿で紹介した奨学金の返済支援策を打ち出すことで、採用活動強化の一助になれば幸いである。

地域活性化の仕組みづくりと地域金融機関 (2)-3

－ 「まちてん」の参加者（鹿児島県長島町）の事例から－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所研究員

吉田 哲朗

(キーワード) 地域経済の活性化、地域の要望と特性の理解、信頼関係の構築・伸張、人のつながり

(視 点)

現状、地域活性化は愁眉の課題となっており、地域金融機関の関与が期待される。本論文では、地方自治体の施策と彼らが求める地域金融機関の役割を考察している。「地域活性化の仕組みづくりと地域金融機関」のシリーズでは、地域活性化の成功には、地方自治体が、需要側の地域住民等のニーズに適合し、彼らに受容される地域経済の活性化の施策を策定・推進する役割を担うことが不可欠と確認している。本論文では、当該施策を行う地方自治体で、かつ地域金融機関と密接な連携を行う鹿児島県長島町をケーススタディとしている。

本論では長島町の様々な施策及びその策定過程を観察し、その特徴を再整理した上で、同町の様々な施策が成功する地域活性化の施策であることを再確認する。その上で、地方自治体の施策に対する地域金融機関の役割と具体的方法論を考察する。

(要 旨)

- 地域活性化には、地方自治体が地域住民等の需要側のニーズに適合した施策を策定・推進する役割を担う必要がある。本論文は、当該役割を担いかつ地域金融機関と連携する鹿児島県長島町を取り上げ、地域金融機関の関わり方を考察することを目的としている。
- 本論では、前々論と前論の議論をまとめ、長島町に特有の課題、その原因、対応する施策及びその策定過程を再確認している。同町の地域活性化の成功には、地方自治体が、需要側の地域住民等のニーズに適合し、彼らに受容される地域経済の活性化の施策を策定・推進する役割を担うこと、当該施策の策定過程が「信頼関係の構築・伸張の2段階過程」を経ていることを確認している。
- 長島町と鹿児島相互信用金庫が提携しているぶり奨学プログラムと空き家改修補助事業の施策も「信頼関係の構築・伸張の2段階過程」を経て策定されていると確認している。
- ぶり奨学プログラムは「ぶり奨学ローン」によって、町役場の事務処理を代行しており、地域住民が利用しやすい上、町役場のコストを削減している。空き家改修補助事業の「空き家改修費補助金交付制度」に「長島大陸空き家活用ローン」が加わることで、通常対象にならない「貸貸者」もローンの対象となるため、旧制度よりも移住希望者を含む利用者の定住化に寄与している。
- 地域金融機関は、施策の策定に係る「信頼関係の構築・伸張の2段階過程」に関与することで、より積極的に地域活性化に関与できると論結している。

1. はじめに一本論文^(注1)について

本論文は、吉田（2018a；2019）の議論を踏襲し、地域活性化を「人口移動による人口増加あるいは人口減少の歯止めを意識し、地域経済の活性化を目的に含む様々な試み」と規定する。その上で、〈1〉地域活性化の成功には、地方自治体が、補助金等を前提にした供給側の論理ではなく、需要側の地域住民等のニーズに適合し、彼らに受容される地域経済の活性化及びそれが人口の社会増につながる施策を策定・推進する役割を担うことが不可欠と想定する。地域住民に受容される施策とは、地域住民が各々の立場で自主的に参加し、その地域での生活を選好するよう促す施策を意味する。また、〈2〉当該施策は地域住民が主体となるため、地域金融機関はより積極的に地域活性化に関与できると想定する。

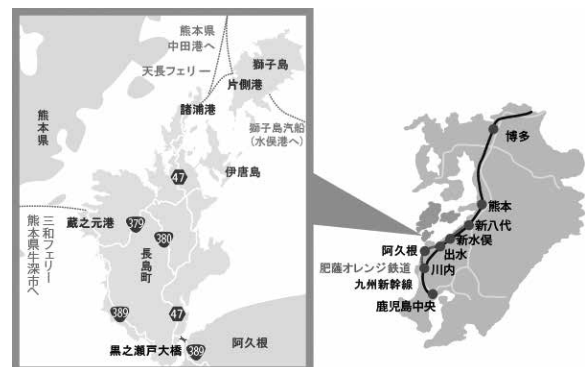
本論文は、これらの想定を検証するため、地域活性化に関わる諸団体を集めた交流会「まちてん^(注2)」に出展する地方自治体に着目している。2017年12月7～8日に東京・渋谷で開催された第3回交流会に出展した11団体のうち、ランダムに接触した8団体から、〈1〉と〈2〉の双方の想定を双方を確認できる可能性を見出した「鹿児島県長島町」を取り上げている。

2. 本論文の目的、手順と本論の位置づけ

本論文は、鹿児島県長島町（図表1）の施策やその策定過程の観察を通じて〈1〉の想定を考察し、当該想定が成立する場合には〈2〉の想定を検証することを目的としている。内容が多岐に渡るため、手順を再整理すると以下の通りとなる。

- ①本論の規定する地域活性化の視点から鹿児島県長島町の状況を俯瞰し、同町の具体的な課題と主な原因を把握する。
- ②①の課題と主な原因への対応を含む50項目の施策をまとめた前副町長の井上貴至氏への取材を中心に、それらの施策の策定過程を明確にする。
- ③井上氏が同町の地域おこし協力隊、町役場、協力企業等と連携して策定・推進する②の施策の一例を観察し、〈1〉の想定が成立することを考察する。
- ④現「地方創生統括監」の土井隆氏への取材

図表1 長島町の位置



（出典）長島町HP

（注）1. 地域活性化の仕組みづくりと地域金融機関（2）」は3部構成となる。3部全体に共通する議論を本論文、第1部（吉田2018b）を前々論、第2部（吉田2019）を前論、第3部に相当する今回の議論を本論と各々呼称する。

2. 「街の展覧会」の略称。詳細は吉田（2018a）を参照のこと。

を中心に、井上氏、地域おこし協力隊や協力企業等の担当者への取材を加味し、長島町の策定・推進する様々な施策が同町に特有の課題とその主な原因に対応していること、②で示した策定過程を経ていることを確認し、29頁の〈1〉の想定が成立することを再考察する。

⑤鹿児島相互信用金庫が関与した長島町の地域活性化に関する施策も同様の策定過程を経ており、29頁の〈1〉の想定が成立することを再確認する。その上で、29頁の〈2〉の想定を吉田（2018a）の考察^(注3)に留意して検証する。

前々論（吉田2018b）及び前論（吉田2019）では、手順①～④を考察している。

〈手順①〉

地域活性化における長島町の課題は他地域と同様に「人口減少」であること、同町に特有の課題が「地域経済が活性化し、相応の雇用創出があるにも関わらず、人口の社会減が続く」ことにあることを井上氏や土井氏への取材と公表データ等で把握している。同様に、その原因が、a. 適切な専門・高等教育機関等がないために若年層が町外に流出すること、b. 専門・高等教育を受けた人材は企業や専門職に就く場合が多く、第一次産業が盛んな町に戻らなくなること、c. 町外から移住したくても住宅の供給が物理的に制限されることの3点にあることを確認している。

〈手順②〉

井上氏も土井氏も、d. 好調な第一次産業の生産者が高齢化し、若年層が積極的に従事しないため、将来的に地域経済の停滞を招くことを懸念している。a～dについて、施策を策定する視点でまとめると、A. 中学生や中学卒業生の若年層が選べる将来の選択肢が見えないこと、B. 物理的な理由で住居供給ができないこと、C. 長島町の魅力が理解されていないことと読み替えられる。よって、長島町の人口の社会減に対応するにはA～Cに対応する施策が必要となると前論では再考察している。

施策の策定にあたり、井上氏は、まず、町民との対話を行い、彼らの特性（出来ること）と要望（やりたいこと）を把握することから始めている。そのために、相手先に出向いて対話し、あるいは一緒に飲食し、自由なアイデアを語る場を用意している。町民は行政の権限者が自分達の特性と要望を理解していると信頼して地域活性化の当事者となり、そのような場に参加すると観察される。次に、井上氏は土井氏と協力しながら、町内で対応できない案件は町外の諸団体も当事者になるよう巻き込む。彼らは、当該団体に出向き、対話を通じて彼らの特性と要望を把握し、長島町内の要望と特性を調整して両者が提携できるよう調整する。本論文で取り上げた団体に限っても、3年間で阪急交通社、辻調理師専門学校、N高等学校、川商ハウス、

(注)3. 吉田（2018a）は、地方自治体の施策に対する地域金融機関の関わり方も、供給側と需要側を含む全ての当事者が「人とのつながり」の中で調整する必要があると考察している。

鹿児島相互信用金庫、株式会社ビズリーチ、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（SFC）等との提携に成功している。

以上の議論から、井上氏の施策の策定過程が「町民との徹底的な対話によって、特性と要望を把握することで信頼関係を創り、地域活性化の当事者とする過程」と「信頼関係を地域外にも広げ、地域内外の当事者の『人のつながり』で需要側と供給側の特性と要望を調整する過程」の2段階の過程で構成されることを発見している。本論文では、当該2段階の過程を「信用を創り、つなげる」とまとめる井上氏の言説に倣い、「信頼関係の構築・伸張の2段階過程」と呼称する。井上氏は、このような過程を経て実行可能な50項目の施策を策定している。

〈手順③〉

当該施策の内、井上氏が担当した大型の新ホテル（図表2）の対応策を考察する。

この施策は、長島町の人口の社会減の原因の「C. 長島町の魅力が理解されていないこと」への対応に相当する。井上氏は、新ホテルの建設・運営について、民間企業の資金と

図表2 建設中の新ホテル



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

図表3 阪急交通社との連携協定



（出典）室田（2018）

運営ノウハウを生かすPFI^{（注4）}を導入している（民設民営）。

民間企業は、採算性が期待出来ないPFIには参加しない。長島町への来訪者を増加させ、彼らがホテルを利用するよう促す施策が求められる。そのため、井上氏は阪急交通社と提携し（図表3）、「“超”地域密着型旅行商品」の開発・販売に協力する施策を策定・推進している。同施策は「信頼関係の構築・伸張の2段階過程」を経ている。

阪急交通社は、当該旅行商品を利用した2017年度の同町への来訪客が4,420人で前年度比2.37倍となったと述べており（室田2018）、当該提携は成功したといえる。また、土井氏は、提携に成功した辻調理師専門学校と新ホテルの食事提供に協力していただけるよう協議を継続している。PFIへの民間企業の参入が決定したことから、新ホテルへの対応は一応の成功を収めたといえる。よって、29頁の〈1〉の想定が成立していると確認される。

（注）4. Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。

〈手順④〉

前論では、まず土井氏が、町民の特性と要望をより現場に近い立場で理解し、町民との間に信頼関係を築いていることを観察している。彼は、町役場のマンパワーに配慮し、実務に明るい外部人材を地域おこし協力隊等で整備し、自身のITの知見や大手IT企業勤務時代の人脈も活用する。彼は、井上氏が当初策定した50項目の施策を精査し、独自の視点を加えた69項目の施策を「長島版総合戦略個票・2017年5月6日作成（以下、「個票」という。）」として提示するに至る。

「個票」では、長島町の課題を「中長期的な人口減少」、目標を「持続可能性を高めること」として、その内容には30頁のA～Cへの対応策が記載されており、本論文の議論と整合する。よって、前論では、個票に基づいて土井氏や地域おこし協力隊等が策定・推進した施策の内、取材等で言及されたものを取り上げている。

前論では、辻調理師専門学校との提携により、一流シェフと生産者が集う「長島大陸視察ツアー」を筆頭に、(一社)日本食べる通信リーグからライセンスを受け、生産者の想いと産品を購読者に届ける「長島大陸食べる通信」、カドカワ株式会社と提携し、同社とドワンゴ社が運営する通信制N高等学校の課外授業を開放する「Nセンタープロジェクト」、町内外の高校生・大学生と町内の中学生が宿泊して勉強会を行う「獅子島の子落とし塾」等を取り上げ、全てA～Cの何れかに対応し

(注)5. 井上氏からの情報提供による（2019年2月6日付メール）。

ていることを把握し、これらの施策が「信頼関係の構築・伸張の2段階過程」を経ていることを確認している。

個票の施策は多岐にわたり、全て成功しているかを定量的に測定するまでには至らないが、いくつかの施策が順調に推移していることが確認されている。また、2018年4月～12月の長島町の人口は、2019年2月6日時点で微増が予想される^(注5)。井上貴至前副町長から始まり、土井地方創生統括監、明石照久地方創生統括監補佐や地域おこし協力隊の方々が人とのつながりを広げながら努力してきた結果は徐々に見え始めたといえる。よって、〈1〉の想定が成立していると考えられる。

3. 本論の目的と検証方法

本論は、手順⑤に基づいて、鹿児島相互信用金庫（図表4）が関与した長島町の地域活性化の施策も、他の施策と同様に「信頼関係の構築・伸張の2段階過程」を経ていること、29頁の〈1〉の想定が成立することを確

図表4 鹿児島相互信用金庫本部ビル



(出典) 鹿児島相互信用金庫提供写真

認し、〈2〉の想定を検証することで、地域金融機関が地域活性化に関わる具体論を検討することを目的とする。

そのために、長島町と鹿児島相互信用金庫が提携して創設した「ぶり奨学金制度」を含むぶり奨学プログラム（以下、「ぶり奨学PGM」という。）、そして彼らと（株）川商ハウスの3団体が提携した「空き家バンク制度」を含む、空き家改修補助事業を分析対象とする^(注6)。

4. 鹿児島県長島町と鹿児島相互信用金庫

(1) 鹿児島県長島町^(注7)について

鹿児島県長島町は、2006年に当時の東町と長島町が合併して出来た町である。町役場のある長島本島を中心に大小23の島々で構成され、人口10,516人^(注8)（2018年12月末）、総面積116.12km²を有する。長島本島は九州本土の阿久根市と「黒之瀬戸大橋」で接続し、同町の役場から鹿児島市内までは車で2.5時間程度かかる。風力発電や太陽光発電を中心に電力自給率は150%を越える。主力産業は、第一次産業で、食料自給率は100%を超える。焼酎製造会社や電子部品の工場等もある。

(2) 鹿児島相互信用金庫^(注9)について

鹿児島相互信用金庫は、1931年に設立され、本部の所在地は鹿児島市与次郎一丁目である。鹿児島県内（奄美市および大島郡を除く）と宮崎県都城市を営業エリアとしている。2018年3月末の預金量は556,928百万円、会員数90,689人、57店舗（含む2代理店）体制となっている。長島町では、旧東町地区と旧長島町地区に各々長島支店（図表5）と西長島支店を開設している。

図表5 鹿児島相互信用金庫長島支店



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

5. 長島町の施策と鹿児島相互信用金庫との提携

前述のように、長島町の地域活性化の施策は個票にまとめられ、その中にぶり奨学PGMも空き家改修補助事業も記載されている。前者は「A. 中学生や中学卒業生の若年層が選べる将来の選択肢が見えないこと」及び「C. 長島町の魅力が理解されていないこと」、後者は「B. 物理的な理由で住居供給

(注) 6. ぶり奨学プログラム、空き家改修補助事業に関する記述は、注4の取材に加え、2018年6月に鹿児島相互信用金庫会議室で行われた商品企画の担当者、当時の長島支店長及びそうしん地域おこし研究所長への取材内容等に基づいている。

7. 長島町の記述については同町HPをもとにしている。

長島町HP：<https://www.town.nagashima.lg.jp/>（2018.5.2参照）

8. 井上氏からの情報提供による（2019年2月26日付メール）。

9. 鹿児島相互信用金庫の記述については、鹿児島相互信用金庫HP及び同HP内の『営業レポートSOSHIN DISCLOSURE 2018』を基にしている。

・鹿児島相互信用金庫HP：<https://www.kasosin.com>（2018.12.7参照）

ができないこと」に対応している。ここでは、各々の施策を具体的に取り上げる。

(1) ぶり奨学PGMについて

イ. 設立の動機

井上氏、土井氏や地域おこし協力隊の面々は、自らの経験、他の協力隊や移住者との対話そして同町の産業を担う人達等との交流から、長島町には人を惹きつける魅力があると認識している。彼らは、長島町の魅力を再認識させる施策に加え、距離がハンデにならないIT産業や来訪者増加を軸にした観光を育てる等、長島町の魅力を増加し、中学卒業生の選択肢を増やす施策を策定している。井上氏は、町外に流出した中学卒業生が、様々な経験を積んだ後、長島町の魅力を再認識し、Uターンを行う一助として、ぶり奨学PGMを制度化した旨を述べている。土井氏は、長島町の中学卒業生が辻調理師専門学校等に入学し、長島町に戻ってくることも期待できる旨を述べている。一度町外に出た生徒・学生等が

出世魚のぶりのように大きくなって長島町に戻ってきて欲しいという想い、そして同町がぶり養殖では日本一の出荷量を誇ることから、ぶり奨学金PGMと命名している(図表6)。

ロ. 概要

鹿児島相互信用金庫と長島町は2015年11月27日に奨学制度に関する連携協定を締結してぶり奨学PGMを開始している。このPGMは、高校・大学等に進学する長島町出身の生徒・学生のために奨学資金の貸付を行う「ぶり奨学ローン」、同ローンの返済金相当額を補填する「ぶり奨学金制度」、返済金相当額補填の原資を官・民の出資で担う「ぶり奨学寄付制度」を中心に構成される。

「ぶり奨学ローン(図表7)」は、長島町と提携した鹿児島相互信用金庫が提供する同町住民向け学資ローンである。同ローンの申込みには、後述の「ぶり奨学金制度」の利用が前提となり、申込必要書類には役

図表6 「ぶり奨学PGM」パンフレット



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

図表7 「ぶり奨学ローン」パンフレット



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

場が交付する「ぶり奨学金制度に関する『受付確認書(写)』」が求められる。貸与・返済の対象者は就学者の親権者だが、貸与金は就学者の口座に直接振り込まれる。変動金利1.5% (2018年12月27日現在)、融資金額上限500万円、融資期間5年以内(在学予定期間により最長7年)、高校生は月額3万円、専門学校生、大学生、大学院生等は同5万円の奨学金が貸与される。奨学金の貸与は当座貸越、卒業すると証書貸付に切り替わり、以降10年の元利均等返済となる。同ローンにはしんきん保証基金の保証がついている。

「ぶり奨学金制度」は、「ぶり奨学ローン」の返済時に長島町が返済金相当額を補填する制度である。元金は卒業生が卒業後10年以内に長島町に戻ってきた場合、翌年度から10年間かけて補填される。利息は長島町に戻る・戻らないに関わらず、その年度に支払った額が翌年度に補填される。なお、長島町に戻った後、奨学金返済期間内に再転出すると、以降の元金は補填されない。

「ぶり奨学寄付制度」は、奨学ローンの原資となるぶり奨学基金に民間から寄付を行うための受け皿となる制度である。ぶり奨学基金は、長島町の補正予算、同奨学金用途のふるさと納税、鹿児島相互信用金庫からの寄付等と同制度を通じた民間からの

寄付金で構成される。井上氏は、自分の退任後も滞りなく同制度が継続するために創設した旨を述べている。

ハ. 施策の策定過程

ぶり奨学金PGMは当時の鹿児島相互信用金庫長島支店長(現谷山港支店長。以降、「前長島支店長」という。)等との対話から生まれたと井上氏はいう。彼は、現在も総務省に所属する国家公務員であり、自ら策定した地方創生人材支援制度^(注10)によって、2015年4月～2017年3月の2年間に限り同町に派遣されたのである。そこで、彼は、自らの副町長の任期満了後も各施策が継続できるよう腐心したと述べる^(注11)。特にぶり奨学PGMは相応の予算が必要なため、制度設計の工夫が必要だったという。

長島町に店舗展開している(JA、郵便局、漁協以外の)民間の金融機関は鹿児島相互信用金庫(長島支店・西長島支店)に限られ、長島支店は、町役場から徒歩5分に立地している。前長島支店長は、井上氏が当初は口座開設のために来店したものの、その後は自分と対話するために頻繁に来店するようになり、多い日は1日2,3回対話したと述懐する。彼は、井上氏が、当初から同町の若者に係る多大な進学費用や転出して戻らない状況を憂慮しており、信用金庫として何か出来ないかと相談されたとい

(注)10. 地方創生に積極的に取り組む市町村(原則人口5万人以下)に対し、意欲と能力のある国家公務員・大学研究者・民間人材を市町村長の補佐役として派遣する制度。

11. その最も重要な例が、井上氏が副町長時代に、長島町に移住して施策策定等への参加を要請した現「地方創生統括監」の土井氏といえる。

う。対話は、支店内にとどまらず、就業時間後も、東町漁協の関連施設の敷地内にある通称ICE BOXと呼ばれる施設（図表8）前で不定期に開催されるバーベキュー会場等でも続けたと述べている。

前長島支店長は、バーベキュー会場等で多くの町民と対話するうちに、同町の課題は信用金庫の課題と捉えるべきと気づき、本部の営業開発部や信金中央金庫南九州支店鹿児島県分室にも相談するようになったという。その後、商品開発を担う営業開発部の営業企画課長（以下、「担当課長」という。）が担当者となり、長島町に月1回程度は訪れて詳細を詰めたのである。彼は「地域と強いつながりを持ち、常に町民と対話している長島支店・西長島支店の両支店長と連携して協議を重ね、町民とも対話して、彼らが本当に利用できる商品を模索した」という^(注12)。また、信金中金もしんきん保証基金への仲介や業界内の宣伝等で協力してくれた旨を述べている。

図表8 ICE BOX前のバーベキュー会場



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

当初、営業開発部では、鹿児島相互信用金庫と長島町が各々1千万円程度を拠出して基金を創設し、その基金を利用した役場主体の奨学金制度を考えていたという。一方で、井上氏は、役場主体では延滞が増え、原資もすぐに枯渇する可能性が高いこと、未成年者に対する与信の是非、職員のノウハウ不足等の問題から、役場主体の貸付は避けるべきとの意向を持っていたと述べている。担当課長は、井上氏の意図や町民の状況等を把握し、慶應義塾大学SFCの玉村雅敏教授の助言を含めた様々な当事者との対話から「ぶり奨学ローン」を開発したのである。この商品は、あくまでも金融機関のローンであるため、モラルハザードの回避に一定の効果が見込める上、貸付金の対象を親権者とすることで未成年者に対する与信の是非の問題も解消される。役場の職員にとって、ノウハウがない審査や融資実行・債権管理・回収等の事務負担が発生しないこと、鹿児島相互信用金庫にとっては、奨学金を就学者に直接振り込むための口座が同金庫に開設されることになり、就学者のバイト料の支払いや公共料金の引落とし等のメイン口座になりやすいことにメリットがある。

二. 施策の運用

ぶり奨学基金の原資は、長島町の補正予算1億円の拠出のほか、ふるさと納税制度によ

(注) 12. ぶり奨学金PGMを含め、長島町の施策の策定には、慶應義塾大学SFCの玉村雅敏教授の尽力が大きい。2017年2月に長島町と慶應義塾大学SFCは「地方創生に関する連携協力協定」を締結している。

る使用用途限定の寄付金約69百万円（2017年度）^(注13)、協定に伴う鹿児島相互信用金庫の寄付100万円（2016年）に加え、ぶり奨学寄付制度に依拠している。同制度では、東町漁協で養殖する「^{ぶりおう}鯯王（図表9）」ブランドのぶり1本につき1円の寄付を毎年受けており、年間200～250万円の寄付が見込まれる。担当課長は、初年度は商工会議所等からぶり奨学寄付制度に5,000円～500,000円の寄付を募ったという。彼は、井上氏とともにこのような寄付金が2,3年後まで続くか未知数と懸念していたため、東町漁協の申し出は渡りに船であったという。井上氏は、東町漁協側も若年層の増加を自らの問題と捉えており、ぶり奨学基金への協力を快諾してくれた旨を述べている。

担当課長は、必要金額等をシミュレーションし、基本的には返済を前提とした貸付金であること、利息は基金が負担するため保証料

図表9 ^{ぶりおう}「鯯王」の出荷



(出典) 井上前副町長提供写真

を低く設定できることから、ぶり奨学金PGMは広範囲に利用できる持続可能な仕組みであると述べている。彼は、2016年から3年目となる「ぶり奨学ローン」の融資残高が2018年5月末で約68百万円、総件数131件で、うち高校進学生が81件と全体の6割を占めるといえる。2016年の15歳到達者が100名であることから、相応の利用者がいることが窺える。その意味で、ぶり奨学PGMは成功しているといえる。なお、2018年12月現在で卒業生は20名、その内、町内在住者は5名となっている。

(2) 空き家改修補助事業

イ. 設立の動機

井上氏、土井氏ともに、長島町は町外から見ると相応の魅力があり、潜在的な移住希望者がいると理解している。経済面に限っても、地方創生統括監補佐で大学名誉教授でもある明石氏が、労働力不足を隣接地域から補うことで地域経済圏が成立していると分析していることから、同町は移住して自活する環境が整っているといえる。

にもかかわらず、移住希望者が定住しない主な理由の1つとして、井上氏も土井氏も30頁の「B. 物理的な理由で住居供給ができないこと」があると理解している。長島町の地域おこし協力隊で空き家対策を担う益田啓光氏は、その主な原因を「長島町は、最も面積が広い長島本島でも中央に山

(注) 13. 詳細は、長島町HPの「ふるさと納税制度」を参照。
長島町HP： <https://www.town.nagashima.lg.jp/administration/ad0009/> (2019.1.10参照)

図表10 川商ハウス長島支店



(出典) (株)川商ハウスHP^(注14)

があり、平地部分が少ないため、物理的に新築住宅の供給制限がある」と述べている。このことは、同町唯一の不動産業者である株式会社川商ハウス長島支店（図表10）の今田正仁支店長が、長島町の新築物件はすぐに埋まると述べていることから窺える。益田氏はそれ以外にも「長島町は2町合併の歴史があり、Uターン希望者は出身地域に戻りたがる」と述べている。このような事情を考慮すれば、各地域に点在する空き家を再利用しようとする試みは、合理的かつ有効な手段といえる。

ロ. 概要^(注15)

空き家改修補助事業は、「空き家バンク制度」と「空き家改修費補助金交付制度」で構成される。「空き家バンク制度」は、所有者が同制度に空き家を登録し、町が利用者に斡旋する制度である。「空き家改修費補助金交付制度」は、2018年3月の改定によって、「空き家バンク制度」に登録した空き家に希望者が出た場合、その所有者

又は利用者（購入者及び賃借者）に、住宅を改修するための補助金を交付するものである。補助金は、総事業費の3分の2まで交付され、上限額は333万円である。なお、利用者が賃借者（除く法人）の場合、自己負担分（上限167万円を想定）のうち150万円までは、鹿児島相互信用金庫が提供する「長島大陸空き家活用ローン」の対象となる。

ハ. 施策の設定（改訂）過程

当初、長島町は総務省の「過疎地域集落再編整備事業」の「定住促進空き家活用事業」として、「空き家バンク制度」と国からの交付金を原資にした「定住促進空き家活用事業補助金交付制度」を実施していたという。後者は、町内に空き家を所有する人が、その空き家を賃貸することを前提に、住宅を改修するための補助金を交付する制度である。補助金は、総事業費の最大1/2まで交付され、上限額は150万円である。しかし、各制度の活用は実務的に難しく、同事業の利用件数は7年間で35件とされる（久保田2018）。よって、益田氏（図表11）を筆頭に明石氏や様々な当事者の尽力により各制度が改訂され、現在の「空き家改修補助事業」になっている。

「空き家バンク制度」の活用が難しかった理由は、下記の二つと分析されている。第一に、「空き家バンク制度」に空き家を

(注) 14. (株)川商ハウスHP：<https://www.roomstation.com/shop/nagashima>（2018.10.26参照）

15. 詳細は長島町HPを参照。

長島町HP：<https://www.town.nagashima.lg.jp/livelihood/li0007/>（2019.1.15参照）

図表11 益田啓光氏



(出典) 地域おこし協力隊 益田啓光氏提供

登録する前の段階として、益田氏は「同町が全ての空き家を把握できていない、所有者が不明、所有者の移転登記がなされていない、相続放棄されている、解体しないと危険な家屋が放置されている」等の問題を指摘している。彼は空き家を実際に見て、居住可能な家屋か否かを見極め、所有者を見つけて対話し、移転登記を勧めたのである。その上で、益田氏は、現在も空き家バンクへの登録を促し続けており、当該問題の解消に努めている。

第二に、「空き家バンク制度」へ登録された後の段階として、井上氏は「自分が赴任した2015年当時でも同町に不動産業者がなく、仲介業務は限定的、明確な売買・賃貸契約が締結できない等の問題があった」と指摘しており、久保田（2018）も「賃貸も口約束のためトラブルになることも少なくなかった」と述べている。そこで、井上氏は、2016年に同町職員とともに鹿児島県で最大手の不動産会社である川商ハウスを訪問し、協力を要請している。その後、土井氏、明石氏、益田氏と同町職

員等が折衝を重ね、2017年9月に同社と空き家の活用に係る連携協定を締結、同12月に長島支店が開設されている。同支店の協力により、空き家の不動産登記の状況確認や不動産流通に係る問題が解消されている。今田支店長は土井氏や益田氏との対話を通じて当事者となり、「空き家バンク制度」に登録された物件を同支店が運営する「長島町物件情報サイト」に掲載し、あるいは益田氏とともに現地で空き家の状況を確認する等、役場と密な関係を保ち同町の不動産流通を担っている。

さて、旧制度の「定住促進空き家活用事業補助金交付制度」は、空き家の所有者が、その空き家を賃貸する場合に改修費用の一部負担を行う制度であり、用途は居住用に限られる。益田氏は、所有者との対話から、彼らが固定資産税の支払いに辟易していること、「お金をかけて改修し、家賃で取り戻そうとしない（久保田2018）」こと、さらに実際に空き家の改修を手がけた経験から、利用者が快適に過ごせる改修費用は500万円程度で、旧制度では所有者の自己負担額が大きくなる場合が多いこと（改修費用が500万円の場合、所有者の自己負担額は350万円になる）等、旧制度の弊害を指摘する。さらに、用途が住宅に限定されるため、起業には利用できないことも問題視する。

新制度の「空き家改修費補助金交付制度」は、町民との対話と現場の状況確認（図表12）を踏まえ、旧制度の弊害を取り

図表12 改修が決まった空き家



(出典) 長島町物件情報サイト(注16)

除く形で改訂されている。取材時に閲覧を許可いただいた新制度の運用を規定する「空き家改修費補助金交付要綱」によれば、補助対象者を「5年以上の定住若しくは事業を継続し、又は定期的に滞在する意思のあるもの(第3条(5))」で「空き家の所有者(自ら利用する場合は除く。)又は当該空き家を購入若しくは賃貸する者(第3条(1))」、補助金の額を「経費の総額(500万円を上限とする。)に3分の2を乗じて得た額333万円(第6条より抜粋)」、補助対象事業を「住居、店舗、事務所の機能向上を目的(第3条より抜粋)」と規定している。

新制度では「法人も補助申請を行うことができるものとする(第3条2)」と規定されており、川商ハウスは法人として同制度に申請し、空き家を賃貸物件とできる。よって、上述のローンの審査に通らない、あるいは銀行借入を躊躇する借借者も居住等が可能になる。この条文ができた背景には、所有者は固定資産税の回収を第一義と

して、空き家がきれいになれば上々と考えていると益田氏が対話によって把握し、同社も同情報を共有していたことにある。所有者の要望が固定資産税程度で、利用者の自己負担が167万円程度であるため、同社は「所有者に対する賃料(固定資産税程度)+改修費用の自己負担分」を反映させても借借者の手が出る家賃で賃貸物件を提供することが可能になったのである。

鹿児島相互信用金庫は、利用者が賃貸者(除く法人)の場合、自己負担分(上限167万円を想定)の内、150万円を上限とする「長島大陸空き家活用ローン(最長5年、固定金利1.5%)」を開発している。通常、金融機関は担保を持たない借借者をリフォームローンの対象とはしないため、担当課長はしんきん保証基金の保証を得るために詳細な説明を要したという。彼は、補助金の対象が5年以上居住を前提としていること、借借者自身が利用する建物の改修であるため返済意欲が高いこと、150万円という比較的小規模な金額で上限を固定できることから、同基金の保証が認められた旨を述べている。なお、同金庫は工事代金支払いから長島町より補助金が下りるまでの間、補助金の額(上限333万円)をつなぎ融資する「長島大陸空き家活用つなぎローン(最長6ヶ月、固定金利1.5%)」も用意している。実際に、久保田(2018)は、そうしん地域おこし研究所長への取材から「IターンやUターンなど自己資金がない人

(注)16. 長島町物件情報サイトHP : <https://nagashima-house.com/post-267/> (2019.1.16参照)

でも長島町の支援制度を使いやすいように設計した」と説明を受けた旨を述べている。井上氏は「老朽化が進んだ空き家は役場が代行執行で取壊すことになるが、所有者不明で代金回収が難しい場合も多い。住居に相応の需要がある以上、空き家の早期発見・空き家バンク制度への登録、改修・再利用により、町役場の代行執行費用削減、移住・定住促進、税収確保につながる。同事業は、中長期的視点で見れば利用者、所有者、役場、川商ハウスや鹿児島相互信用金庫等全ての当事者にとって良い施策となる」と述べている。

二. 施策の運用

長島町は「空家等対策に関する特別措置法」に基づいて、2018年3月に「長島町空家等対策計画」を提示している（長島町2018）。同町の空き家1,337戸のうち、倒壊の危険があるものは886戸、修繕すれば居住できるものが282戸、そのまま居住できるものが169戸と報告されており、一定の住宅供給が可能なが示唆される。明石氏は、新制度に移行した2018年3月から10月末までに30件の斡旋が成立したと述べる。取材した6月初旬に、益田氏が同制度の予算枠の心配をしていたこと、さらに久保田（2018）も「18年度の事業規模はすでに2回の補正予算を経て、4,330万円にまで拡大した」と述べていることから、同制度は想定以上に成功していることが窺える。

6. 検証結果

(1) ぶり奨学PGMの施策について

ぶり奨学PGMは、長島町出身の高等教育を受ける中学卒業生向けの奨学金に関する仕組みの総称である。井上前副町長が前長島支店長と支店内やバーベキュー会場等で奨学金制度に関する構想を含む様々な対話を行い、同金庫と長島町の特長（出来ること）と要望（やりたいこと）について相互理解を進め、信頼関係を構築することから始まっている。前長島支店長は、井上氏の熱意を受け止めて本部に相談し、本部側で相談を受けた担当課長は、車で片道2.5時間かけて役場を訪問して対話に参加し、信頼関係を醸成することで当事者となり、町民が利用可能な制度設計を行ったといえる。

ぶり奨学ローンは、鹿児島相互信用金庫の特長（商品開発、融資実行・債権管理・回収等に係るノウハウ等）及び要望（地方創生への貢献、メイン口座獲得、円滑な回収）、町民の特長（就職先の存在、中学卒業生の流出）及び要望（若手人材確保、中学卒業生の選択肢増加）、役場の特長（奨学金制度の策定）及び要望（モラルハザード回避、奨学金貸与に係るノウハウ不足と事務処理の回避）を調整した上で策定された施策といえる。ぶり奨学基金への東町漁協の協力は、井上氏や土井氏が東町漁協の責任者との対話を通じて、同町の要望（奨学金運営資金の確保、民間の参加）及び東町漁協の特長（若手人材の指導育成）と要望（無理のない援助）及び同

図表13 東町漁協



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

金庫の要望を調整した結果といえる。

長島町が策定し、推進する「ぶり奨学PGM」は、現在好調な町内の事業の後継者の確保、町外で得た技術による新たな事業の担い手受入れの促進を意味し、町民の需要に添い、地域経済の活性化と人口の社会増を促す施策となる。同施策の策定は、町内→町外（鹿児島相互信用金庫本部）へと信頼関係を広げる過程を経て、役場のみでは運用が難しい奨学金制度を可能にしている。東町漁協（図表13）は、同町の魅力と漁業の将来性を理解し、同町で生活するきっかけを作る意識を持って、継続的な寄付金を奨学基金に拠出できる仕組みを整えている。ぶり奨学PGMは「信頼関係の構築・伸張の2段階過程」を経て、29頁の〈1〉が成立する施策であると検証される。

(2) 空き家改修補助事業について

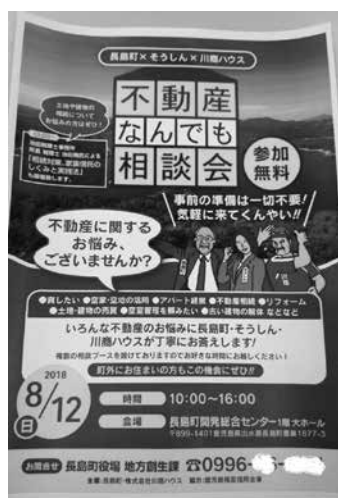
空き家改修補助事業は、移住希望者等に住宅を供給する効果的な施策として、あまり機能しなかった旧事業の諸制度を改訂したものである。この改訂は、住居に相応の需要があることを認識した上で、益田氏が現地に赴き、空き家の状況を見極めながら所有者と対

話して信頼関係を構築したことが全ての起点となっている。

「空き家バンク制度」は、所有者が登録した物件について、井上氏・土井氏等との対話で進出した県内最大手の不動産会社川商ハウス長島町支店が流通を請け負える仕組みに改訂されている。支店長の今田氏は、役場やバーベキュー会場に足を運んで対話を行い当事者として参加している。「空き家改修費補助金交付制度」は、益田氏の現場からの意見をもとに、町役場が改修に必要な金額を再考して補助金を増額し、補助金の申請に賃貸者を認め、法人の申請も可とする制度に改訂され、自己負担額も限定されるようになる。よって、川商ハウスは自己負担額と所有者に支払う固定資産税程度の金額を家賃に上乗せしても賃貸者が支払可能な家賃で物件を提供できる。また、鹿児島相互信用金庫は賃貸者も利用可能なローンを提供できる。なお、同町は2018年度に地方創生課を創設し、移住者向けに家の改修や職業斡旋等ワンストップのサービスを開始し、利用者の活用を推進している（図表14）。

益田氏は、所有者の特性（空き家の拠出、固定資産税を含む維持・管理費用）及び要望（維持・管理費用や追加資金の回避）を理解することで信頼関係を構築している。彼は、当該信頼関係をもとに、所有者の特性及び要望と役場の特性（施策の策定、予算、代行執行）及び要望（空き家の所有者の把握、移住者の定住促進、固定資産税の徴収、代行執行費用削減）とを調整し、「空き家バンク制

図表14 地域創生課主体の相談会の案内



(出典) 長島町物件情報サイト(注17)

度」の登録面を整備するよう主導している。井上氏や土井氏あるいは同町職員は、町外の川商ハウスと対話してその特性（不動産流通及びそのノウハウ）及び要望（販路拡大と行政からの支援）と役場の特性（物件情報の提供・補助金提供）及び要望（円滑な不動産流通）を調整し、「空き家バンク制度」の流通面を整備している。「空き家改修費補助金交付制度」は、所有者・役場・川商ハウスの特性及び要望に加え、「ぶり奨学ローン」で信頼関係を構築している鹿児島相互信用金庫の特性（地方創生への貢献、決済口座と商品の提供）及び要望（新規のメイン口座確保、商品の販売、信用リスク回避）と利用者の特性（資金不足）及び要望（定住）が調整され、利用者が活用しやすい制度となっている。

長島町の空き家改修補助事業は、所有者にとっては空き家が無料で改修され、維持管理費用もなくなる施策であり、移住者にとって

は（川商ハウスや鹿児島相互信用金庫の協力により）自己資金が小額でも自分の希望に近い住居や事務所・店舗を得られる施策である。よって、町民のニーズに応える施策であり、地域経済の活性化と人口の社会増を促す施策といえる。また、同施策の策定は、町内→町外（川商ハウス本社・鹿児島相互信用金庫本部）へと信頼関係を広げる過程を経ている。よって、鹿児島相互信用金庫の協力を含めた空き家改修補助事業は「信頼関係の構築・伸張の2段階過程」を経て、29頁の〈1〉が成立する施策であると検証される。

7. 結論とインプリケーション

検証結果より、29頁〈1〉の「地域活性化の成功には、地方自治体が、補助金等を前提にした供給側の論理ではなく、需要側の地域住民等のニーズに適合し、彼らに受容される地域経済の活性化及びそれが人口の社会増につながる施策を策定・推進する役割を担う」という想定は、鹿児島相互信用金庫が関与した二つの施策でも成立すると検証される。

二つの施策のうち、ぶり奨学PGMは、「ぶり奨学ローン」によって、奨学金の審査・融資実行・債権管理・回収等をノウハウが豊富な鹿児島相互信用金庫が長島町役場に代って行うため、正確な事務処理、モラルハザード回避に加え、ノウハウのない町役場の事務負担の低減とコスト削減に寄与し、奨学金制度の円滑な運営が期待できる。その意味で、同

(注) 17. 長島町物件情報サイトHP :

<https://nagashima-house.com/wp-content/uploads/2018/07/73155f974e07d99c684652ea909ff735.pdf> (2018.1.31参照)

PGMは地域住民主体の施策であり、そこに地域金融機関が積極的に関与している。空き家改修補助事業は、「長島大陸空き家活用ローン」によって、通常の金融機関ではリフォームローンの対象にならない「賃貸者」もローンを利用できるため、移住希望者を含む利用者の定住化に寄与している。その意味で、新制度は地域住民主体の施策であり、そこに地域金融機関が積極的に関与している。よって、29頁〈2〉の「当該施策は地域住民が主体となるため、地域金融機関はより積極的に地域活性化に関与できる」との想定が成立することが検証される。

以上の議論から、本論は、地域金融機関は、施策の策定に係る「信頼関係の構築・伸張の2段階過程」に早期に参入することで、より積極的に地域活性化に関与できると論結する。

長島町で29頁〈2〉の想定が成立した背景には、以下の要因があると考えられる。第一に、

本論の論結のとおり、地域金融機関が「信頼関係の構築・伸張の2段階過程」に早期に参入していることである。第二に、長島町には、競合する銀行や信用金庫等がないため、鹿児島相互信用金庫は他の金融機関の動向（競争・連携）に縛られず、地域活性化に協力できる環境にあったことである。第三に、井上氏・土井氏といった地方自治体の権限者が同信用金庫に接触し、対話を行ったことである。

通常の場合、金融機関が地方自治体の施策に自ら赴いて協力することはあまりない。逆説的に言えば、地域金融機関が地方自治体の地域活性化の施策に積極的に関与する方法とは、他の金融機関の動向に振り回されることなく、積極的に地方自治体と対話するよう立ち回り、当事者として初期段階から「信頼関係の構築・伸張の2段階過程」に参入し、同自治体が29頁の〈1〉で想定する施策を促進できるよう協力することといえる。

謝辞・著者注

本論の執筆に当たり、取材内容及び写真の掲載をご快諾いただいた鹿児島県長島町役場の皆様、特に現町長の川添健氏、地方創生統括監の土井隆氏、地方創生課主幹兼地方創生係長の町口真浩氏、地方創生統括監補佐の明石照久氏、地域おこし協力隊の益田啓光氏、甲斐友也氏に深く御礼申し上げます。同じく、(株)阪急交通社長島大陸支店の水元竜氏、(株)川商ハウス長島支店長の今田正仁氏、そして鹿児島相互信用金庫でご協力いただいた皆様、特に本部営業開発部営業企画課長、長島支店の前支店長及び現支店長、西長島支店の現支店長及びそうしん地域おこし研究所長に深謝申し上げます。また、取材内容に加え、長島町の掲載許可がある写真を数多く提供していただいた前副町長の井上貴至氏（現愛媛県総務部課長）に心からの感謝を申し上げます。なお、辻調理師専門学校、N高等学校及び株式会社ビズリーチ、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス関係の名称表記、内容については土井様より掲載許可をいただいた旨をお

伺いしております。重ねて御礼申し上げます。なお、取材時配布資料や参考資料に日付の記述がない場合は、資料受領時又は発行が確認できる日付を記載しています。

〈参考文献〉

- ・鹿児島相互信用金庫『そうしん2018営業レポート』鹿児島相互信用金庫（2018年7月）
- ・鹿児島相互信用金庫『ぶり奨学ローン』鹿児島相互信用金庫（説明用パンフレット、2018年6月6日取材時提供資料）（2018年3月）
- ・久保田泰司「鹿児島・長島町、空き家 借り手も改修費補助 つなぎ融資も」『日本経済新聞：2018年11月21日』日経電子版（2018年11月）
日経電子版HP：<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO37999410Q8A121C1LX0000>（2019.1.17参照）
- ・室田伸一『長島町との提携についてー地方創生の新しい可能性「地域“超”密着」』株式会社阪急交通社マーケティング部（2018年6月）
- ・長島町『ぶり奨学金プログラム』鹿児島県長島町役場（説明用パンフレット、2018年6月5日取材時提供資料）（2018年6月）
- ・長島町『長島町空家等対策計画』鹿児島県長島町役場（2018年3月）
長島町HP：<https://www.town.nagashima.lg.jp/wp-content/uploads/2018/05/長島町空家等対策計画.pdf>（2018.1.15参照）
- ・吉田哲朗「地域活性化の仕組みづくりと地域金融機関(1)」『信金中金月報』第17巻第8号（2018年8月,2018a), pp35-51
- ・吉田哲朗「地域活性化の仕組みづくりと地域金融機関(2)-1」『信金中金月報』第17巻第12号（2018年12月,2018b), pp43-61
- ・吉田哲朗「地域活性化の仕組みづくりと地域金融機関(2)-2」『信金中金月報』第17巻第12号（2019年2月), pp56-71

地域・中小企業研究所が 「高齢者取引セミナー」を開催

地域・中小企業研究所では、「しんきん実務研修プログラム」の一環として、「高齢者取引セミナー」を平成31年1月25日（金）に東京で開催しました。

本セミナーは、成年後見事業をはじめとした高齢者取引に積極的に取り組む信用金庫の事例を紹介することにより、高齢社会における信用金庫の高齢者取引の取組みを支援することを目的として開催したものであり、全国から46金庫、57人の信用金庫役職員が参加しました。

はじめに、沼津信用金庫の取組事例として、高嶋常務理事および相談センターの海田副部長が講演を行い、（一社）しんきん成年後見サポート沼津の取組みおよび後見支援預金の概要について紹介しました。

次に、城南信用金庫の取組事例として、吉原顧問、お客様応援部の沢井氏、（一社）しんきん成年後見サポートの平森事務局長が講演を行い、高齢者向け総合サポートサービス「いつでも安心サポート」の概要および信用金庫による成年後見事業、家族信託の取組意義などについて説明しました。

両金庫の講演後に、講師をパネリストとして高齢者取引に関するパネルディスカッションを実施しました。

パネルディスカッションでは、会場から寄せられた「一般社団法人設立のプロセス」、「一般社団法人の採算状況」、「法人スタッフの確保と育成」、「外部専門家との連携」、「後見支援預金の周知方法」などの質問にパネリストから具体的な説明が行われ、高齢者取引の取組みに対する理解が深まりました。

参加者からは「高齢者への対応として大変勉強になった。収益中心の信用金庫の運営に対して改めて考えさせられた内容だった」、「他業態との差別化を図るうえで大変有意義な取組みである」、「後見支援預金の推進方法など非常に参考になった」などの感想が寄せられました。



講師陣

※左から 沼津信用金庫 海田様、高嶋様、
（一社）しんきん成年後見サポート 平森様、
城南信用金庫 沢井様、吉原様



セミナーの様子

地域・中小企業関連経済金融日誌（2019年2月）

- 6日 ○ 関東財務局、東海財務局および近畿財務局、豚コレラの患畜の確認を踏まえた金融上の対応について要請
- 7日 ● 中小企業庁、「儲かる中小企業 人手不足に負けない111のポイント」を発行 資料1
- 8日 ○ 金融庁、金融機関における電子決済等代行業者との連携および協働に係る方針の策定状況（2018年12月28日時点）について公表
- 13日 ● 金融庁、平成30年9月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）を公表 資料2
- 15日 ● 経済産業省、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」（中小企業強靱化法案）の閣議決定を公表 資料3
- 中小企業庁、平成30年7月豪雨「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の交付決定（岡山県および広島県において、呉、しまなみの各信用金庫が代表者を務める2グループを含む計40グループ122者が対象）
- 19日 ○ 中小企業庁、2019年1月末までに先端設備等導入に伴う固定資産税ゼロの措置を実現した1,602自治体（復興特措法による減免を含む）を公表
- 21日 ○ 経済産業省、「健康経営優良法人2019」認定法人を公表（大規模法人部門に京都、東京東、水戸の3信用金庫を含む821法人、中小規模法人部門に空知、山形の2信用金庫を含む2,503法人を認定）
- 22日 ● 経済産業省、関東農政局、北陸農政局、関東経済産業局の連携強化について公表 資料4
- 総務省、個人企業経済調査（動向編）平成30年10～12月期結果（確報）を公表 資料5
- 25日 ○ 桑名信用金庫と三重信用金庫が合併し、桑名三重信用金庫が誕生
- 金融庁、鹿児島銀行に対して信託業務の兼営を認可
- 28日 ● 内閣府、地域経済動向（平成31年2月）を公表 資料6
- 金融庁、年度末等における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について要請
- 金融庁、貸金業関係資料集を更新
- 中小企業庁、平成30年7月豪雨「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の交付決定（岡山県、広島県、愛媛県において呉、しまなみ、愛媛の各信用金庫が代表者を務める3グループを含む計68グループ275者が対象）
- 内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部、RESAS最新データを更新

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。

【●】表示の項目については、解説資料を掲載している。

(資料 1)

中小企業庁、「儲かる中小企業 人手不足に負けない 111 のポイント」を発行 (2月7日)

中小企業庁は、2018年の中小企業白書・小規模企業白書から、経営者にとって最も実践的で有益な情報である事例を抜き出すとともに、16の事例について経営者に再度取材を行い、経営者が直面した課題、解決に向けての苦労、成功に向けての努力を、一つのストーリーとして分かりやすく仕立て、コンパクトな書籍にまとめて発行した。本書の構成は以下のとおり。

- 第1章 中小企業だからできる生産性改革
- 第2章 リーダーシップで会社を変える
- 第3章 社員の声が創る新しい会社
- 第4章 ICTが生み出す新しいチャンス
- 第5章 永続企業の土台を支えるネットワーク
- 第6章 データ編：中小企業を取り巻く環境を統計で知る

(<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/190207jirei.html> 参照)

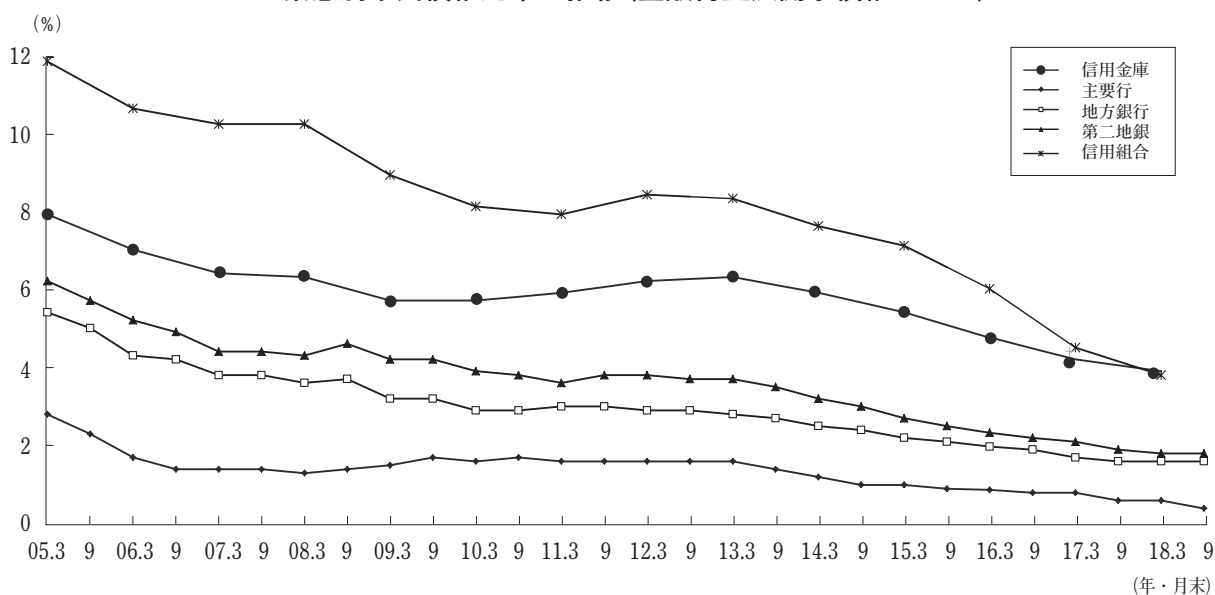
(資料 2)

金融庁、平成 30 年 9 月期における金融再生法開示債権の状況等 (ポイント) を公表 (2月13日)

金融庁は、2018年9月末時点における金融再生法開示債権の状況等を公表した。

国内銀行の不良債権比率 (金融再生法開示債権ベース) は、主要行が 0.5% (3月末比 0.2ポイント低下)、地方銀行が 1.7% (同横ばい)、第二地方銀行が 1.9% (同横ばい) となった。

業態別不良債権比率の推移 (金融再生法開示債権ベース)



(備考) 1. 金融庁「金融再生法開示債権等の推移」より作成
2. 信用金庫、信用組合は各年3月末のみ開示

(<https://www.fsa.go.jp/status/npl/20190208.html> 参照)

(資料 3)

経済産業省、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」(中小企業強靱化法案)の閣議決定を公表(2月15日)

経済産業省は、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」(中小企業強靱化法案)の閣議決定を公表した。本法律案における主要な措置事項は以下のとおり。

1. 中小企業・小規模事業者の事業継続力の強化
 - (1) 事業継続力強化に関する「基本方針」の策定
 - (2) 中小企業の事業継続力強化に関する計画を認定し、支援措置を講ずる。
 - (3) 商工会・商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化の支援
2. 中小企業の経営の承継の円滑化
3. その他(関係者の関与による基盤強化等)

(<http://www.meti.go.jp/press/2018/02/20190215002/20190215002.html> 参照)

(資料 4)

経済産業省、関東農政局、北陸農政局、関東経済産業局の連携強化について公表(2月22日)

経済産業省は、関東農政局、北陸農政局、関東経済産業局の連携強化について公表した。3局が連携して農林漁業者や中小企業の農林水産物・食品輸出の支援に向けた取組みを強化するため、「農林水産物・食品輸出促進支援に関する覚書」を締結する。取組みの概要は以下のとおり。

1. 3局連携による海外展開支援
2. 輸出支援に携わる民間事業者を活用した支援
 - (1) サポートビジネス商社^(注)の活用(販路開拓支援)
 - (2) 海外・輸出ビジネスに精通した民間専門家の活用(経営サポート支援)
 - (3) 輸出支援を行う民間事業者の活用(物流、通関手続き等に対する支援)
3. 地域の魅力の発掘・情報発信の強化
4. 支援体制の強化

(注) 輸出先国・地域に拠点を持つなど、海外市場に精通し、海外現地のニーズを踏まえたテストマーケティング等の販路開拓支援に取り組み、中小企業へのアドバイスを含めたトータルサポートが可能な商社のこと。

(<http://www.meti.go.jp/press/2018/02/20190222001/20190222001.html> 参照)

(資料 5)

総務省、個人企業経済調査(動向編)平成30年10～12月期結果(確報)を公表(2月22日)

総務省は、2018年10～12月期における個人企業経済調査(動向編)結果(確報)を公表した。今期(2018年10～12月期)の業況判断D.I.は△58.0で、前期(2018年7～9月期)(△59.4)に比べ、1.4ポイント改善している。

また、来期（2019年1～3月期）の業況見通しD.I.は△60.0となっており、今期の業況判断D.I.（△58.0）に比べ、2.0ポイントの悪化を見込んでいる。

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukei05_01000170.html 参照)

（資料6）

内閣府、地域経済動向（平成31年2月）を公表（2月28日）

内閣府は、地域経済動向（平成31年2月）を公表した。

前回調査（2018年11月）と比較して、景況判断を1地域（中国）において上方修正、残りの11地域（北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、近畿、四国、九州、沖縄）においては横ばいとした。

分野別にみると、前回調査（2018年11月）と比較して、鉱工業生産については、2地域（南関東、甲信越）において上方修正、1地域（九州）において下方修正、残りの9地域（北海道、東北、北関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、沖縄）においては横ばいとした。

個人消費については、2地域（近畿、中国）において上方修正、残りの10地域（北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、四国、九州、沖縄）においては横ばいとした。

雇用情勢については、全12地域において判断を横ばいとした。

(<https://www5.cao.go.jp/keizai3/chiiki/2019/0228chiiki/menu.html> 参照)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(2月)

1. レポート等の発行

発行日	レポート分類	通巻	タイトル	執筆者
19.2.4	内外金利・為替見直し	30-11	日銀は物価見直しを下方修正。当分の間、超緩和的なスタンスを維持	角田 匠 奥津智彦
19.2.6	金融調査情報	30-22	信用金庫の営業店評価の見直し動向 ー経営戦略⑯ー	刀禰和之
19.2.6	金融調査情報	30-23	信用金庫の事務合理化への取組み ー経営戦略⑰ー	刀禰和之
19.2.13	産業企業情報	30-15	「誰もが無理なく簡単に」投資できる資産形成サービスへの挑戦 ー「すべての人を投資家に」の実現に向けてー	薬品和寿
19.2.15	金融調査情報	30-24	信用金庫の手数料収入の推進動向 ー経営戦略⑱ー	刀禰和之
19.2.15	金融調査情報	30-25	信用金庫の定期積金の効率化動向 ー経営戦略⑲ー	刀禰和之
19.2.15	金融調査情報	30-26	信用金庫の店舗建替えに伴う僚店の再編政策 ー経営戦略⑳ー	刀禰和之
19.2.18	経済見直し	30-5	実質成長率は18年度0.5%、19年度0.8%、20年度0.4%と予測 ー輸出は減速しているが、内需主導による景気回復の動きは維持ー	角田 匠

2. 講座・講演・放送等の実施

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	主催	講師等
19.2.1	講演	2019年経済見直し	上尾ものづくり協同組合新年会	上尾ものづくり協同組合	角田 匠
19.2.2	講演	環境変化に挑む! 全国の中小企業の経営事例	せんなん経営塾	仙南信用金庫	鉢嶺 実
19.2.4	講演	中小企業の景況見直し&環境変化を成長に変える中小企業の事例	さいしん信栄会	埼玉県信用金庫	藤津勝一
19.2.6	講演	中小企業の金融情勢とフィンテックの動向について	金融税制委員会	神奈川県中小企業団体中央会	角田 匠 薬品和寿
19.2.7	講演	環境変化に挑む! 中小企業の経営事例	墨田区・江東区合同男子研修会	東京東信用金庫 (墨田区・江東区しんきん協議会事務局)	鉢嶺 実
19.2.8	講演	千年企業の継続力	千年企業に学ぶ事業承継セミナー in 関	関信用金庫	鉢嶺 実
19.2.22	講演	信用金庫の若手職員の育成事例	人事担当者勉強会	関東信用金庫協会	刀禰和之

3. 原稿掲載

発行日	タイトル	掲載紙	発行	執筆者
19.2.1	金融正常化に向けたECBの金融政策の転換と世界情勢リスク	バンクビジネス	(株)近代セールス社	奥津智彦

統 計

1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の店舗数、合併等
- (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金
- (3) 信用金庫の預金者別預金
- (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金
- (5) 信用金庫の貸出先別貸出金
- (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等
- (2) 業態別貸出金

統計資料の照会先：
 信金中央金庫 地域・中小企業研究所
 Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

(凡 例)

1. 金額は、単位未満切捨てとした。
 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
 3. 記号・符号表示は次のとおり。
 - 〔0〕 ゼロまたは単位未満の計数 〔-〕 該当計数なし 〔△〕 減少または負
 - 〔…〕 不詳または算出不能 〔*〕 1,000%以上の増加率 〔p〕 速報数字
 - 〔r〕 訂正数字 〔b〕 b印までの数字と次期以降の数字は不連続
 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島島の4県である。
- ※ 信金中金 地域・中小企業研究所のホームページ(<http://www.scbrj.jp/>)よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

1. (1) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数数の推移

(単位：店、人)

年 月 末	店 舗 数				会 員 数	常 勤 役 員 数				
	本 店 (信用金庫数)	支 店	出張所	合 計		常勤役員	職 員			合 計
							男 子	女 子	計	
2015. 3	267	6,898	233	7,398	9,270,457	2,219	70,496	38,762	109,258	111,477
16. 3	265	6,883	231	7,379	9,273,887	2,195	69,126	39,107	108,233	110,428
17. 3	264	6,854	243	7,361	9,264,892	2,204	67,808	39,575	107,383	109,587
17. 6	264	6,856	244	7,364	9,268,533	2,199	69,832	42,572	112,404	114,603
9	264	6,860	246	7,370	9,256,251	2,200	68,969	41,818	110,787	112,987
12	264	6,847	247	7,358	9,254,272	2,188	68,307	41,327	109,634	111,822
18. 1	261	6,843	256	7,360	9,253,915	2,184	68,027	41,150	109,177	111,361
2	261	6,836	254	7,351	9,254,026	2,181	67,759	41,002	108,761	110,942
3	261	6,832	254	7,347	9,242,088	2,173	66,199	40,103	106,302	108,475
4	261	6,835	254	7,350	9,244,003	2,174	68,756	43,375	112,131	114,305
5	261	6,827	254	7,342	9,244,786	2,165	68,528	43,235	111,763	113,928
6	261	6,827	253	7,341	9,240,138	2,143	68,006	42,961	110,967	113,110
7	261	6,826	254	7,341	9,234,768	2,141	67,749	42,740	110,489	112,630
8	261	6,826	253	7,340	9,226,539	2,141	67,492	42,539	110,031	112,172
9	261	6,825	249	7,335	9,226,711	2,139	67,016	42,257	109,273	111,412
10	261	6,816	r247	r7,324	9,223,840	2,138	66,784	42,108	108,892	111,030
11	261	6,810	r242	r7,313	9,220,621	2,140	66,560	42,028	108,588	110,728
12	261	6,811	r241	r7,313	9,219,486	2,138	66,216	41,711	107,927	110,065
19. 1	260	6,810	240	7,310	9,215,565	2,137	65,861	41,446	107,307	109,444

信用金庫の合併等

年 月 日	異 動 金 庫 名		新金庫名	金庫数	異動の種類
2010年2月15日	杵島	西九州	九州ひぜん	272	合併
2011年2月14日	富山	上市	富山	271	合併
2012年11月26日	東山口	防府	東山口	270	合併
2013年11月5日	大阪市	大阪東 大福	大阪シティ	268	合併
2014年1月6日	三浦藤沢		かながわ	268	名称変更
2014年2月24日	十三	摂津水都	北おおさか	267	合併
2016年1月12日	大垣	西濃	大垣西濃	266	合併
2016年2月15日	福井	武生	福井	265	合併
2017年1月23日	江差	函館	道南うみ街	264	合併
2018年1月1日	札幌	小樽 北海	北海道	262	合併
2018年1月22日	宮崎	都城	宮崎都城	261	合併
2019年1月21日	浜松	磐田	浜松磐田	260	合併
2019年2月25日	桑名	三重	桑名三重	259	合併

1. (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金

預金種類別預金

(単位:億円、%)

年月末	預金計		要求払		定期性		外貨預金等		実質預金		譲渡性預金	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2015. 3	1,319,433	3.0	483,819	5.3	831,514	1.7	4,099	3.3	1,317,889	3.0	625	7.7
16. 3	1,347,476	2.1	503,730	4.1	840,685	1.1	3,060	△ 25.3	1,345,990	2.1	791	26.4
17. 3	1,379,128	2.3	537,831	6.7	838,043	△ 0.3	3,252	6.2	1,377,605	2.3	730	△ 7.7
17. 6	1,403,185	2.2	552,511	6.4	847,956	△ 0.2	2,717	4.7	1,402,225	2.2	1,622	34.0
9	1,411,279	2.4	557,720	6.7	850,660	△ 0.0	2,899	△ 5.7	1,409,612	2.4	1,592	43.5
12	1,421,840	2.3	570,670	6.4	848,164	△ 0.2	3,005	20.3	1,420,320	2.3	1,549	13.3
18. 1	1,410,887	2.1	560,817	6.1	847,086	△ 0.3	2,983	43.8	1,410,036	2.1	1,487	30.9
2	1,414,939	2.0	568,213	5.9	843,732	△ 0.4	2,993	35.2	1,414,107	2.0	1,177	7.5
3	1,409,771	2.2	571,193	6.2	834,737	△ 0.3	3,840	18.0	1,407,904	2.1	1,007	37.9
4	1,423,774	2.1	583,631	5.7	836,829	△ 0.3	3,313	41.1	1,422,358	2.1	1,102	3.4
5	1,417,632	1.9	575,875	5.4	838,495	△ 0.4	3,262	30.8	1,416,839	1.9	1,182	△ 4.5
6	1,434,209	2.2	585,323	5.9	845,536	△ 0.2	3,349	23.2	1,432,911	2.1	1,425	△ 12.1
7	1,428,332	1.9	577,914	5.5	847,053	△ 0.4	3,365	26.3	1,427,510	1.9	1,466	△ 14.6
8	1,432,527	1.8	582,618	5.5	846,515	△ 0.5	3,393	27.9	1,431,656	1.8	1,447	△ 12.0
9	1,437,739	1.8	590,454	5.8	843,925	△ 0.7	3,359	15.8	1,436,127	1.8	1,348	△ 15.2
10	1,434,995	1.7	591,106	5.5	840,543	△ 0.8	3,345	12.1	1,434,202	1.7	1,344	△ 6.2
11	1,431,084	1.7	588,687	5.6	839,067	△ 0.8	3,330	9.6	1,430,229	1.7	1,427	△ 13.4
12	1,445,831	1.6	603,031	5.6	839,395	△ 1.0	3,405	13.3	1,444,302	1.6	1,386	△ 10.5
19. 1	1,433,348	1.5	591,581	5.4	838,427	△ 1.0	3,340	11.9	1,432,553	1.5	1,490	0.2

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差し引いたもの

地区別預金

(単位:億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2015. 3	68,537	1.4	51,440	3.7	234,904	1.8	247,340	2.9	36,664	1.8	276,481	4.4
16. 3	69,722	1.7	51,986	1.0	238,874	1.6	251,097	1.5	37,176	1.3	286,050	3.4
17. 3	71,135	2.0	53,051	2.0	243,448	1.9	255,538	1.7	37,334	0.4	293,563	2.6
17. 6	73,004	1.8	54,056	1.2	247,328	2.0	260,800	2.0	37,893	0.7	297,684	2.1
9	72,870	2.1	54,681	1.6	248,884	2.4	261,464	2.0	37,831	1.0	299,096	2.9
12	73,624	1.4	54,816	1.4	250,342	2.3	263,273	1.7	37,898	0.9	301,606	2.7
18. 1	72,359	1.2	54,108	1.2	248,661	2.0	261,427	1.6	37,608	0.8	299,380	2.4
2	72,297	1.1	54,238	0.9	249,334	1.9	262,033	1.5	37,689	0.6	300,149	2.1
3	72,339	1.6	53,875	1.5	248,608	2.1	260,388	1.8	37,599	0.7	300,562	2.3
4	73,470	1.3	54,389	0.8	251,461	2.0	263,718	1.8	38,012	0.5	301,928	2.4
5	73,017	1.0	54,019	0.9	250,284	1.8	262,245	1.7	37,826	0.6	301,733	2.2
6	73,958	1.3	54,747	1.2	252,596	2.1	265,076	1.6	38,117	0.5	305,205	2.5
7	73,405	1.4	54,582	1.0	251,427	1.8	263,427	1.2	37,924	0.3	304,300	2.2
8	73,319	1.0	54,825	0.9	252,009	1.8	264,161	1.0	38,000	0.2	304,803	2.1
9	73,884	1.3	55,001	0.5	253,194	1.7	264,769	1.2	37,914	0.2	305,851	2.2
10	73,320	1.4	54,903	0.8	253,306	1.7	264,872	1.1	37,953	0.2	304,570	2.0
11	73,521	1.2	54,585	0.5	252,368	1.5	263,920	1.1	37,721	0.0	303,699	1.9
12	74,671	1.4	55,174	0.6	254,315	1.5	266,743	1.3	37,980	0.2	307,331	1.8
19. 1	73,201	1.1	54,583	0.8	252,265	1.4	264,377	1.1	37,642	0.0	304,968	1.8

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2015. 3	269,190	3.5	57,899	1.8	26,720	2.5	21,736	2.8	26,921	2.0	1,319,433	3.0
16. 3	275,702	2.4	58,513	1.0	27,031	1.1	22,166	1.9	27,394	1.7	1,347,476	2.1
17. 3	286,213	3.8	59,200	1.1	27,279	0.9	22,356	0.8	28,058	2.4	1,379,128	2.3
17. 6	291,135	3.7	59,930	0.8	27,568	0.7	23,107	1.3	28,712	2.2	1,403,185	2.2
9	294,590	3.2	60,373	1.6	27,668	1.7	23,261	2.2	28,750	2.1	1,411,279	2.4
12	297,732	3.5	60,397	1.2	27,848	1.8	23,522	2.5	29,046	1.6	1,421,840	2.3
18. 1	295,993	3.3	59,954	1.2	27,722	1.9	23,296	2.4	28,653	1.4	1,410,887	2.1
2	297,071	3.3	60,461	1.2	27,780	1.8	23,412	2.2	28,769	1.7	1,414,939	2.0
3	295,280	3.1	60,096	1.5	27,801	1.9	22,910	2.4	28,505	1.5	1,409,771	2.2
4	297,592	3.0	60,759	1.2	27,935	1.6	23,685	2.4	28,996	1.4	1,423,774	2.1
5	296,427	2.7	60,180	1.2	27,866	1.8	23,460	2.5	28,722	1.1	1,417,632	1.9
6	300,687	3.2	60,976	1.7	28,163	2.1	23,696	2.5	29,078	1.2	1,434,209	2.2
7	299,822	2.9	60,719	1.5	28,151	2.1	23,597	2.0	28,973	1.1	1,428,332	1.9
8	301,406	3.0	61,046	1.4	28,208	1.9	23,728	2.2	29,043	0.9	1,432,527	1.8
9	302,500	2.6	61,290	1.5	28,262	2.1	23,845	2.5	29,172	1.4	1,437,739	1.8
10	301,648	2.3	61,286	1.7	28,242	1.9	23,810	2.3	29,123	1.1	1,434,995	1.7
11	301,451	2.4	60,988	2.0	28,135	1.9	23,725	2.3	29,006	1.0	1,431,084	1.7
12	304,345	2.2	61,553	1.9	28,341	1.7	24,024	2.1	29,399	1.2	1,445,831	1.6
19. 1	302,298	2.1	61,000	1.7	28,219	1.7	23,753	1.9	29,098	1.5	1,433,348	1.5

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (3) 信用金庫の預金者別預金

(単位:億円、%)

年 月 末	預金計		個人預金		要求払		定期性		外貨預金等	
		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率
2015. 3	1,319,432	3.0	1,055,295	2.2	348,356	4.8	706,412	1.0	517	△ 30.4
16. 3	1,347,474	2.1	1,070,478	1.4	361,319	3.7	708,657	0.3	493	△ 4.6
17. 3	1,379,126	2.3	1,084,755	1.3	385,547	6.7	698,654	△ 1.4	545	10.4
17. 6	1,403,184	2.2	1,094,770	1.5	397,343	6.4	696,843	△ 0.9	574	6.5
9	1,411,278	2.4	1,094,252	1.7	396,648	6.7	696,985	△ 0.9	610	△ 0.5
12	1,421,838	2.3	1,106,322	1.7	409,484	6.4	696,206	△ 0.8	623	15.4
18. 1	1,410,886	2.1	1,100,793	1.6	404,382	6.2	695,723	△ 0.8	677	23.9
2	1,414,937	2.0	1,107,054	1.5	412,418	6.0	693,911	△ 0.9	715	32.4
3	1,409,770	2.2	1,101,996	1.5	409,436	6.1	691,794	△ 0.9	756	38.8
4	1,423,773	2.1	1,109,292	1.5	418,577	6.0	689,944	△ 1.0	761	36.7
5	1,417,631	1.9	1,100,941	1.4	411,723	6.0	688,449	△ 1.0	758	35.5
6	1,434,208	2.2	1,111,919	1.5	422,433	6.3	688,717	△ 1.1	760	32.3
7	1,428,331	1.9	1,107,701	1.4	417,356	6.2	689,600	△ 1.2	736	25.7
8	1,432,526	1.8	1,113,246	1.3	423,538	6.0	688,947	△ 1.3	750	22.8
9	1,437,737	1.8	1,109,851	1.4	421,691	6.3	687,413	△ 1.3	737	20.8
10	1,434,994	1.7	1,114,372	1.2	428,919	5.9	684,721	△ 1.4	722	19.7
11	1,431,083	1.7	1,108,427	1.2	423,944	6.0	683,765	△ 1.4	708	14.1
12	1,445,830	1.6	1,120,034	1.2	434,413	6.0	684,866	△ 1.6	745	19.5
19. 1	1,433,347	1.5	1,113,567	1.1	428,880	6.0	683,909	△ 1.6	769	13.5

年 月 末	一般法人預金		要求払		定期性		外貨預金等		公金預金	
		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率
2015. 3	216,436	6.3	120,493	6.9	95,577	5.6	358	17.9	37,471	10.2
16. 3	227,566	5.1	126,752	5.1	100,431	5.0	376	4.9	38,977	4.0
17. 3	240,260	5.5	135,201	6.6	104,713	4.2	338	△ 10.0	43,708	12.1
17. 6	240,786	5.6	135,448	7.4	104,983	3.6	347	△ 12.7	56,493	1.5
9	252,486	7.1	144,996	9.7	107,119	3.7	363	△ 7.4	53,294	△ 0.3
12	252,745	5.6	145,437	7.1	106,933	3.7	367	16.8	51,486	0.8
18. 1	243,868	5.1	136,305	6.5	107,159	3.2	397	21.2	54,672	0.3
2	243,473	4.8	135,470	6.5	107,581	2.7	413	26.1	52,774	0.7
3	253,876	5.6	147,026	8.7	106,424	1.6	418	23.6	43,190	△ 1.1
4	256,278	3.7	148,977	5.4	106,873	1.3	420	22.8	46,765	5.7
5	248,919	3.2	141,705	4.7	106,800	1.2	407	17.6	56,123	5.7
6	253,777	5.3	146,578	8.2	106,793	1.7	398	14.5	57,763	2.2
7	247,147	2.9	140,422	4.8	106,317	0.5	400	9.5	62,156	7.2
8	245,883	2.6	138,746	4.3	106,727	0.6	402	7.6	62,345	8.3
9	259,616	2.8	151,736	4.6	107,490	0.3	382	5.1	57,561	8.0
10	251,303	2.5	143,555	4.6	107,367	△ 0.0	373	△ 0.0	58,339	8.6
11	250,797	2.2	143,934	4.4	106,468	△ 0.4	386	△ 0.7	60,812	8.6
12	258,680	2.3	152,004	4.5	106,281	△ 0.6	388	5.6	55,623	8.0
19. 1	249,236	2.2	141,890	4.0	106,956	△ 0.1	382	△ 3.7	58,930	7.7

年 月 末	要求払		定期性		外貨預金等		金融機関預金		政府関係 預り金	譲渡性 預金
		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		
2015. 3	12,662	5.2	24,762	12.7	43	...	10,224	△ 9.9	0	625
16. 3	13,191	4.1	25,761	4.0	21	△ 51.5	10,448	2.1	0	791
17. 3	14,902	12.9	28,803	11.8	0	△ 100.0	10,398	△ 0.4	0	730
17. 6	18,224	1.6	38,265	1.5	0	△ 100.0	11,129	3.4	0	1,622
9	14,621	△ 12.9	38,670	5.4	0	△ 100.0	11,240	△ 6.3	0	1,592
12	14,353	0.4	37,130	1.0	0	△ 100.0	11,280	1.2	0	1,549
18. 1	18,346	△ 0.0	36,323	0.5	0	...	11,549	3.2	0	1,487
2	18,412	0.8	34,359	0.6	0	...	11,632	0.4	0	1,177
3	12,590	△ 15.5	30,597	6.2	0	...	10,703	2.9	0	1,007
4	14,479	△ 0.1	32,283	8.6	0	...	11,433	9.5	0	1,102
5	20,553	1.1	35,567	8.6	0	...	11,642	2.4	0	1,181
6	15,213	△ 16.5	42,547	11.1	0	...	10,745	△ 3.4	0	1,425
7	18,323	△ 1.7	43,830	11.6	0	...	11,322	△ 0.0	0	1,466
8	18,726	2.7	43,615	10.9	0	...	11,047	△ 1.0	0	1,447
9	15,543	6.3	42,014	8.6	0	...	10,704	△ 4.7	0	1,348
10	16,922	2.2	41,414	11.5	0	...	10,975	△ 4.4	0	1,344
11	19,024	3.9	41,784	10.8	0	...	11,042	△ 4.8	0	1,427
12	15,064	4.9	40,556	9.2	0	...	11,488	1.8	0	1,386
19. 1	19,076	3.9	39,851	9.7	0	△ 100.0	11,608	0.5	0	1,490

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(2)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

1. (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

科目別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	貸出金計		割引手形		貸付金		手形貸付		証書貸付		当座貸越	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2015. 3	658,015	2.0	8,890	△ 4.8	649,125	2.1	38,684	△ 2.9	582,717	2.5	27,723	1.8
16. 3	673,201	2.3	8,235	△ 7.3	664,966	2.4	37,085	△ 4.1	599,355	2.8	28,525	2.8
17. 3	691,675	2.7	7,528	△ 8.5	684,146	2.8	36,828	△ 0.6	618,003	3.1	29,314	2.7
17. 6	690,708	2.7	7,140	△ 6.7	683,568	2.9	34,044	0.3	622,076	3.0	27,447	2.9
9	702,433	3.0	7,889	5.5	694,544	3.0	36,340	1.4	628,153	3.1	30,049	2.8
12	707,074	2.6	8,276	△ 4.0	698,797	2.6	37,919	1.6	630,694	2.6	30,183	5.0
18. 1	702,375	2.6	7,173	△ 3.8	695,202	2.6	37,136	1.8	628,904	2.6	29,161	5.3
2	702,795	2.5	6,938	△ 3.7	695,856	2.6	37,086	2.1	629,442	2.5	29,328	5.5
3	709,634	2.5	8,066	7.1	701,568	2.5	37,423	1.6	633,324	2.4	30,819	5.1
4	705,035	2.2	7,684	△ 4.9	697,351	2.3	35,737	2.1	632,835	2.1	28,778	5.2
5	703,691	2.2	6,759	△ 4.3	696,931	2.2	34,579	2.4	633,542	2.1	28,810	4.9
6	707,373	2.4	7,598	6.4	699,775	2.3	34,762	2.1	636,170	2.2	28,842	5.0
7	706,946	2.1	6,701	△ 4.4	700,245	2.2	35,150	1.4	635,934	2.1	29,160	5.2
8	707,804	2.1	6,514	△ 4.4	701,289	2.1	35,484	1.5	636,389	2.0	29,416	5.2
9	714,564	1.7	7,544	△ 4.3	707,019	1.7	36,953	1.6	638,347	1.6	31,719	5.5
10	709,354	1.6	6,519	△ 5.5	702,835	1.7	36,690	1.8	636,248	1.5	29,895	5.1
11	709,807	1.6	6,513	△ 5.5	703,293	1.7	37,022	2.1	635,991	1.5	30,279	4.8
12	717,720	1.5	7,843	△ 5.2	709,877	1.5	38,544	1.6	639,445	1.3	31,886	5.6
19. 1	712,377	1.4	6,858	△ 4.3	705,518	1.4	37,908	2.0	636,918	1.2	30,692	5.2

地区別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	北海道		東 北		東 京		関 東		北 陸		東 海	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2015. 3	30,841	1.7	22,399	1.2	122,745	2.5	120,613	1.2	16,356	△ 0.5	137,794	2.5
16. 3	30,946	0.3	23,070	2.9	126,759	3.2	122,720	1.7	16,629	1.6	140,749	2.1
17. 3	31,128	0.5	23,843	3.3	131,987	4.1	125,543	2.3	17,061	2.6	143,506	1.9
17. 6	30,323	1.1	23,847	4.5	132,486	4.0	125,457	2.2	17,102	2.2	142,677	1.9
9	31,133	1.9	24,318	4.8	135,084	4.4	127,364	2.5	17,249	2.1	145,034	2.1
12	31,319	0.5	24,435	4.1	136,701	3.9	128,282	2.2	17,285	2.0	145,481	1.7
18. 1	30,888	0.8	24,180	3.6	136,046	3.9	127,572	2.3	17,179	2.1	144,208	1.7
2	30,914	0.9	24,227	3.2	136,102	3.9	127,539	2.3	17,180	1.7	144,357	1.8
3	31,429	0.9	24,631	3.3	137,489	4.1	128,602	2.4	17,227	0.9	146,120	1.8
4	30,531	0.4	24,256	2.8	137,255	3.7	127,996	2.1	17,103	1.0	144,775	1.4
5	30,418	0.6	24,196	1.8	136,790	3.7	127,942	2.2	17,105	0.3	144,432	1.4
6	30,641	1.0	24,300	1.8	137,535	3.8	128,510	2.4	17,185	0.4	145,039	1.6
7	30,649	0.8	24,309	1.8	137,506	3.5	128,563	2.2	17,173	0.2	144,618	1.2
8	30,790	0.9	24,348	1.9	137,555	3.3	128,746	2.2	17,189	0.4	144,752	1.1
9	30,857	△ 0.8	24,651	1.3	139,169	3.0	130,070	2.1	17,204	△ 0.2	146,253	0.8
10	30,655	△ 0.5	24,455	1.7	138,607	2.8	129,242	2.0	17,088	△ 0.2	144,446	0.6
11	30,704	△ 0.3	24,494	1.6	138,747	2.7	129,366	2.1	17,059	△ 0.2	144,391	0.6
12	31,264	△ 0.1	24,825	1.5	140,152	2.5	130,731	1.9	17,205	△ 0.4	146,343	0.5
19. 1	30,739	△ 0.4	24,628	1.8	139,224	2.3	130,043	1.9	17,077	△ 0.5	144,925	0.4

年 月 末	近 畿		中 国		四 国		九州北部		南九州		全 国 計	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2015. 3	138,910	2.7	30,320	1.2	10,049	0.0	11,906	0.5	14,987	1.9	658,015	2.0
16. 3	142,964	2.9	30,772	1.4	10,020	△ 0.2	12,075	1.4	15,342	2.3	673,201	2.3
17. 3	147,580	3.2	31,375	1.9	10,212	1.9	12,390	2.6	15,867	3.4	691,675	2.7
17. 6	148,035	3.1	31,171	2.8	10,248	2.1	12,350	2.6	15,816	2.8	690,708	2.7
9	150,409	3.3	31,654	2.4	10,459	3.1	12,515	2.3	16,003	2.5	702,433	3.0
12	151,230	2.9	31,823	2.4	10,473	2.3	12,625	1.8	16,188	1.4	707,074	2.6
18. 1	150,410	2.9	31,674	2.5	10,442	2.6	12,481	1.5	16,057	1.3	702,375	2.6
2	150,492	2.8	31,759	2.5	10,478	2.9	12,494	1.6	16,006	0.8	702,795	2.5
3	151,780	2.8	32,010	2.0	10,540	3.2	12,586	1.5	15,974	0.6	709,634	2.5
4	151,339	2.3	31,668	1.9	10,537	3.1	12,498	1.1	15,846	0.0	705,035	2.2
5	150,939	2.3	31,725	2.1	10,625	3.7	12,462	1.0	15,795	0.0	703,691	2.2
6	152,044	2.7	31,866	2.2	10,627	3.7	12,518	1.3	15,832	0.1	707,373	2.4
7	152,018	2.4	31,880	1.9	10,611	3.3	12,489	0.9	15,848	△ 0.1	706,946	2.1
8	152,189	2.4	32,000	2.1	10,624	3.4	12,473	0.8	15,841	△ 0.3	707,804	2.1
9	153,580	2.1	32,286	1.9	10,678	2.0	12,581	0.5	15,929	△ 0.4	714,564	1.7
10	152,612	2.0	31,944	1.6	10,625	2.0	12,506	0.6	15,870	△ 0.7	709,354	1.6
11	152,655	2.0	31,985	1.7	10,666	2.5	12,536	0.7	15,888	△ 0.7	709,807	1.6
12	153,988	1.8	32,302	1.5	10,741	2.5	12,713	0.6	16,126	△ 0.3	717,720	1.5
19. 1	152,972	1.7	32,135	1.4	10,662	2.1	12,632	1.2	16,007	△ 0.3	712,377	1.4

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (5) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	貸出金計				企業向け計							
					製造業				建設業			
	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比		
2014. 3	644,790	1.2	100.0	412,056	0.6	63.9	64,047	△ 3.6	9.9	48,105	△ 2.3	7.4
15. 3	658,014	2.0	100.0	419,282	1.7	63.7	62,996	△ 1.6	9.5	47,942	△ 0.3	7.2
16. 3	673,200	2.3	100.0	427,068	1.8	63.4	62,173	△ 1.3	9.2	47,880	△ 0.1	7.1
17. 3	691,673	2.7	100.0	439,419	2.8	63.5	61,450	△ 1.1	8.8	49,153	2.6	7.1
6	690,707	2.7	100.0	437,057	3.0	63.2	60,256	△ 1.1	8.7	47,066	2.9	6.8
9	702,432	3.0	100.0	447,893	3.3	63.7	62,018	0.0	8.8	49,394	2.9	7.0
12	707,072	2.6	100.0	452,559	2.9	64.0	62,051	△ 0.9	8.7	50,412	2.5	7.1
18. 3	709,633	2.5	100.0	452,529	2.9	63.7	61,464	0.0	8.6	50,752	3.2	7.1
6	707,372	2.4	100.0	450,139	2.9	63.6	60,348	0.1	8.5	48,562	3.1	6.8
9	714,562	1.7	100.0	457,469	2.1	64.0	61,594	△ 0.6	8.6	50,885	3.0	7.1
12	717,719	1.5	100.0	461,417	1.9	64.2	61,931	△ 0.1	8.6	51,903	2.9	7.2

年 月 末	卸売業				小売業				不動産業				個人による貸家業			
	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比		
2014. 3	29,067	△ 2.4	4.5	26,549	△ 2.6	4.1	133,088	2.8	20.6	55,872	2.4	8.6				
15. 3	28,612	△ 1.5	4.3	26,255	△ 1.1	3.9	139,233	4.6	21.1	57,371	2.6	8.7				
16. 3	28,217	△ 1.3	4.1	25,790	△ 1.7	3.8	145,939	4.8	21.6	57,516	0.2	8.5				
17. 3	27,882	△ 1.1	4.0	25,845	0.2	3.7	153,981	5.5	22.2	58,540	1.7	8.4				
6	27,316	△ 0.8	3.9	25,452	0.1	3.6	155,757	5.5	22.5	58,706	1.5	8.4				
9	28,286	0.1	4.0	25,866	△ 0.2	3.6	158,411	5.7	22.5	58,970	1.4	8.3				
12	28,496	△ 0.2	4.0	26,010	△ 0.1	3.6	160,231	5.4	22.6	59,090	1.3	8.3				
18. 3	28,118	0.8	3.9	25,877	0.1	3.6	162,146	5.3	22.8	59,089	0.9	8.3				
6	27,682	1.3	3.9	25,548	0.3	3.6	163,717	5.1	23.1	59,126	0.7	8.3				
9	28,511	0.7	3.9	25,914	0.1	3.6	165,718	4.6	23.1	59,016	0.0	8.2				
12	28,716	0.7	4.0	25,993	△ 0.0	3.6	167,043	4.2	23.2	58,775	△ 0.5	8.1				

年 月 末	飲食業				宿泊業				医療・福祉				物品賃貸業			
	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比		
2014. 3	8,806	△ 3.6	1.3	5,888	△ 4.1	0.9	20,565	6.4	3.1	2,857	△ 1.6	0.4				
15. 3	8,526	△ 3.1	1.2	5,797	△ 1.5	0.8	21,280	3.4	3.2	2,874	0.5	0.4				
16. 3	8,414	△ 1.3	1.2	5,683	△ 1.9	0.8	21,786	2.3	3.2	2,880	0.2	0.4				
17. 3	8,517	1.2	1.2	5,761	1.3	0.8	22,414	2.8	3.2	2,866	△ 0.4	0.4				
6	8,568	2.2	1.2	5,778	0.3	0.8	22,509	2.7	3.2	2,778	△ 1.2	0.4				
9	8,669	2.5	1.2	5,858	0.7	0.8	22,596	1.8	3.2	2,915	1.2	0.4				
12	8,730	2.1	1.2	5,887	1.3	0.8	22,582	0.4	3.1	2,861	0.1	0.4				
18. 3	8,720	2.3	1.2	5,884	2.1	0.8	22,371	△ 0.1	3.1	2,905	1.3	0.4				
6	8,728	1.8	1.2	5,909	2.2	0.8	22,479	△ 0.1	3.1	2,778	0.0	0.3				
9	8,808	1.6	1.2	5,961	1.7	0.8	22,463	△ 0.5	3.1	2,870	△ 1.5	0.4				
12	8,815	0.9	1.2	6,018	2.2	0.8	22,443	△ 0.6	3.1	2,837	△ 0.8	0.3				

年 月 末	海外円借款、国内店名義現地貸				地方公共団体				個人				住宅ローン			
	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比	前年同月比 増 減 率	構成比		
2014. 3	21	...	0.0	47,660	5.5	7.3	185,074	1.4	28.7	154,610	1.6	23.9				
15. 3	38	73.1	0.0	50,633	6.2	7.6	188,098	1.6	28.5	157,468	1.8	23.9				
16. 3	56	49.3	0.0	52,729	4.1	7.8	193,402	2.8	28.7	162,130	2.9	24.0				
17. 3	55	△ 2.7	0.0	53,871	2.1	7.7	198,382	2.5	28.6	166,326	2.5	24.0				
6	54	△ 3.3	0.0	54,710	2.6	7.9	198,939	2.3	28.8	166,864	2.2	24.1				
9	51	△ 1.5	0.0	54,239	4.1	7.7	200,299	2.1	28.5	167,684	1.9	23.8				
12	58	12.1	0.0	53,680	2.6	7.5	200,833	1.8	28.4	168,300	1.5	23.8				
18. 3	50	△ 8.6	0.0	55,511	3.0	7.8	201,592	1.6	28.4	168,597	1.3	23.7				
6	58	7.4	0.0	55,676	1.7	7.8	201,557	1.3	28.4	168,694	1.0	23.8				
9	58	12.1	0.0	54,805	1.0	7.6	202,287	0.9	28.3	168,982	0.7	23.6				
12	55	△ 4.1	0.0	53,889	0.3	7.5	202,412	0.7	28.2	169,359	0.6	23.5				

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(4)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。

2. 海外円借款、国内店名義現地貸を企業向け計の内訳として掲載

1. (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位:億円、%)

年月末	現金	預け金		買入手形	コールローン	買現先	債券貸借取引 支払保証金	買入金銭債	金銭債	金銭の託	商 有 品 有 価 証 券
		うち信金中	預け金								
2015. 3	14,662	314,770	(5.7)	246,111	(7.9)	0	1,637	0	2,386	1,273	30
16. 3	14,440	327,585	(4.0)	264,394	(7.4)	0	847	0	2,058	1,262	25
17. 3	14,754	350,164	(6.8)	284,264	(7.5)	0	485	0	1,575	1,316	47
17. 6	13,119	376,213	(5.7)	317,422	(6.0)	0	520	0	1,744	1,629	48
9	14,119	374,331	(6.4)	304,732	(3.9)	0	521	0	1,625	1,688	49
12	14,553	378,990	(5.8)	321,018	(5.9)	0	519	0	1,946	1,668	55
18. 1	13,966	372,303	(4.8)	314,778	(4.7)	0	552	0	1,786	1,668	56
2	13,250	376,280	(4.0)	317,016	(4.0)	0	780	0	1,789	1,659	57
3	14,999	365,177	(4.2)	294,345	(3.5)	0	753	0	1,794	1,561	56
4	13,917	387,664	(4.4)	328,767	(4.5)	0	631	0	1,860	1,761	60
5	13,654	381,451	(4.0)	324,365	(4.4)	0	588	0	1,855	1,805	61
6	13,496	391,746	(4.1)	332,971	(4.8)	0	831	0	1,949	1,833	62
7	13,754	383,982	(3.4)	324,688	(3.9)	0	555	0	2,155	1,847	22
8	13,532	386,322	(2.2)	326,999	(2.7)	0	599	0	2,278	1,879	22
9	14,378	382,067	(2.0)	308,737	(1.3)	0	620	0	2,214	1,906	20
10	13,304	384,818	(1.3)	323,847	(1.3)	0	567	0	2,289	1,984	20
11	13,940	381,920	(1.6)	322,734	(1.4)	0	555	0	2,219	1,987	20
12	14,361	391,225	(3.2)	330,390	(2.9)	0	576	0	2,255	1,962	20
19. 1	14,279	380,962	(2.3)	321,786	(2.2)	0	600	0	2,366	1,958	20

年月末	有価証券	国債				社債				株式		
		国債	地方債	短期社債	社債	公社	公団	債	金融債		その他	
2015. 3	423,234	(5.7)	99,338	(△2.2)	87,450	74	171,206	(2.3)	73,756	30,748	66,701	7,565
16. 3	432,426	(2.1)	93,047	(△6.3)	94,737	49	171,054	(△0.0)	76,725	28,370	65,958	7,343
17. 3	426,196	(△1.4)	86,227	(△7.3)	92,158	0	162,636	(△4.9)	72,789	22,279	67,568	8,529
17. 6	418,060	(△0.0)	81,738	(△4.8)	90,906	94	159,296	(△3.4)	70,611	20,363	68,322	6,902
9	414,697	(△0.5)	77,981	(△7.5)	90,350	34	156,415	(△4.2)	68,828	18,782	68,804	7,127
12	418,705	(△0.1)	77,775	(△9.2)	90,887	119	155,820	(△3.5)	68,770	17,366	69,683	7,036
18. 1	421,865	(0.3)	79,093	(△8.6)	91,159	109	155,293	(△3.3)	68,724	16,945	69,623	7,122
2	421,086	(0.5)	77,224	(△9.4)	90,971	109	154,292	(△3.5)	68,425	16,550	69,316	7,506
3	425,704	(△0.1)	76,964	(△10.7)	92,215	29	155,710	(△4.2)	69,544	16,126	70,038	9,585
4	418,354	(1.2)	74,009	(△8.4)	90,755	139	152,184	(△3.7)	67,327	15,561	69,295	7,695
5	419,769	(0.9)	73,237	(△10.1)	90,926	139	152,133	(△4.2)	67,191	15,205	69,736	7,683
6	419,050	(0.2)	71,976	(△11.9)	90,989	139	151,352	(△4.9)	66,755	14,800	69,796	7,797
7	424,297	(0.7)	74,069	(△10.2)	91,711	139	151,955	(△4.4)	67,046	14,377	70,531	7,837
8	426,395	(1.9)	74,423	(△5.9)	92,409	139	151,400	(△4.5)	66,971	13,967	70,461	7,953
9	427,119	(2.9)	74,513	(△4.4)	92,396	29	151,177	(△3.3)	66,846	13,556	70,775	7,895
10	429,765	(2.7)	74,354	(△6.9)	92,695	129	150,967	(△3.4)	66,539	13,192	71,236	7,957
11	428,365	(2.4)	72,850	(△7.4)	92,247	129	150,175	(△3.6)	65,929	12,721	71,524	8,037
12	423,878	(1.2)	68,153	(△12.3)	91,627	129	149,339	(△4.1)	64,841	12,250	72,246	8,193
19. 1	425,756	(0.9)	67,107	(△15.1)	91,906	129	149,667	(△3.6)	64,723	11,834	73,109	8,309

年月末	信金中金				余資運用資産計(A)	利用額(B)	預貸率	(A)/預金	預証率	(B)/預金	(B)/(A)	
	貸付	信託	投資	外国証券								
2015. 3	0	17,754	38,593	1,252	757,995	(5.5)	246,111	49.8	57.4	32.0	18.6	32.4
16. 3	0	25,494	39,409	1,289	778,647	(2.7)	264,394	49.9	57.7	32.0	19.6	33.9
17. 3	0	35,403	39,761	1,480	794,539	(2.0)	284,264	50.1	57.5	30.8	20.6	35.7
17. 6	0	37,394	40,388	1,337	811,335	(2.5)	317,422	49.1	57.7	29.7	22.5	39.1
9	0	39,094	42,330	1,362	807,035	(2.5)	304,732	49.7	57.1	29.3	21.5	37.7
12	0	41,479	44,130	1,455	816,439	(2.4)	321,018	49.6	57.3	29.4	22.5	39.3
18. 1	0	42,086	45,514	1,486	812,199	(2.3)	314,778	49.7	57.5	29.8	22.2	38.7
2	0	43,328	46,167	1,486	814,904	(2.1)	317,016	49.6	57.5	29.7	22.3	38.9
3	0	43,160	46,363	1,675	810,046	(1.9)	294,345	50.3	57.4	30.1	20.8	36.3
4	0	44,175	47,864	1,528	824,251	(2.7)	328,767	49.4	57.8	29.3	23.0	39.8
5	0	44,859	49,269	1,518	819,187	(2.4)	324,365	49.5	57.7	29.5	22.8	39.5
6	0	45,210	50,060	1,524	828,971	(2.1)	332,971	49.2	57.7	29.1	23.1	40.1
7	0	45,523	51,500	1,561	826,614	(2.0)	324,688	49.4	57.8	29.6	22.7	39.2
8	0	45,788	52,705	1,573	831,029	(2.1)	326,999	49.3	57.9	29.7	22.8	39.3
9	0	45,783	53,751	1,570	828,327	(2.6)	308,737	49.6	57.5	29.6	21.4	37.2
10	0	46,846	55,200	1,614	832,752	(2.1)	323,847	49.3	57.9	29.9	22.5	38.8
11	0	46,894	56,424	1,605	829,009	(2.1)	322,734	49.5	57.8	29.9	22.5	38.9
12	0	47,472	57,343	1,618	834,278	(2.1)	330,390	49.5	57.6	29.2	22.8	39.6
19. 1	0	47,903	59,064	1,668	825,943	(1.6)	321,786	49.6	57.5	29.6	22.4	38.9

- (備考) 1. ()内は前年同月比増減率
 2. 預貸率=貸出金/預金×100(%)、預証率=有価証券/預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)
 3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

2. (1) 業態別預貯金等

(単位:億円、%)

年 月 末	信用金庫		国内銀行 (債券、信託を含む)		大手銀行 (債券、信託を含む)		うち預金				地方銀行	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		うち都市銀行		前年同月比 増減率	
									前年同月比 増減率			
2015. 3	1,319,433	3.0	8,751,970	2.5	5,687,104	2.2	3,713,402	4.1	3,067,377	4.2	2,432,306	3.1
16. 3	1,347,476	2.1	9,090,816	3.8	5,965,673	4.8	3,936,531	6.0	3,235,087	5.4	2,482,863	2.0
17. 3	1,379,128	2.3	9,488,242	4.3	6,287,189	5.3	4,295,341	9.1	3,433,657	6.1	2,543,180	2.4
17. 6	1,403,185	2.2	9,446,288	4.3	6,217,694	5.1	4,288,607	6.7	3,455,334	6.3	2,563,617	2.7
9	1,411,279	2.4	9,520,071	4.9	6,299,392	5.9	4,338,814	6.6	3,458,376	5.5	2,555,365	3.2
12	1,421,840	2.3	9,583,425	3.4	6,329,505	3.9	4,385,543	5.0	3,489,735	4.9	2,583,346	2.5
18. 1	1,410,887	2.1	9,588,591	3.1	6,363,312	3.5	4,432,786	5.1	3,535,579	5.3	2,562,605	2.5
2	1,414,939	2.0	9,571,245	3.0	6,339,709	3.4	4,441,677	5.7	3,544,445	5.4	2,568,001	2.3
3	1,409,771	2.2	9,777,912	3.0	6,489,503	3.2	4,502,834	4.8	3,593,112	4.6	2,620,107	3.0
4	1,423,774	2.1	9,807,107	3.3	6,516,037	3.7	4,571,784	5.3	3,674,060	5.9	2,617,960	2.5
5	1,417,632	1.9	9,835,057	3.4	6,552,849	4.1	4,589,153	5.4	3,705,121	5.7	2,634,961	3.3
6	1,434,209	2.2	9,768,959	3.4	6,457,671	3.8	4,513,560	5.2	3,625,978	4.9	2,656,147	3.6
7	1,428,332	1.9	9,723,581	2.1	6,445,388	2.0	4,479,922	2.8	3,652,310	5.4	2,629,287	3.3
8	1,432,527	1.8	9,690,196	1.7	6,408,892	1.5	4,463,634	2.5	3,638,160	4.9	2,631,747	3.1
9	1,437,739	1.8	9,738,001	2.2	6,445,699	2.3	4,482,692	3.3	3,648,840	5.5	2,637,998	3.2
10	1,434,995	1.7	9,728,243	1.4	6,459,193	1.2	4,498,798	1.7	3,667,003	4.6	2,619,863	2.9
11	1,431,084	1.7	9,749,613	1.2	6,475,134	1.0	4,530,049	1.6	3,702,540	4.2	2,625,252	2.7
12	1,445,831	1.6	9,755,139	1.7	6,447,245	1.8	4,489,421	2.3	3,659,640	4.8	2,651,511	2.6
19. 1	1,433,348	1.5	9,718,127	1.3	6,443,403	1.2	4,509,514	1.7	3,681,835	4.1	2,627,018	2.5

年 月 末	第二地銀		郵便貯金		預貯金等合計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2015. 3	632,560	2.8	1,777,107	0.6	11,848,510	2.3
16. 3	642,280	1.5	1,778,719	0.0	12,217,011	3.1
17. 3	657,873	2.4	1,794,346	0.8	12,661,716	3.6
17. 6	664,977	2.5	1,808,272	0.7	12,657,745	3.5
9	665,314	2.3	1,794,193	0.5	12,725,543	4.0
12	670,574	1.9	1,810,608	0.5	12,815,873	2.9
18. 1	662,674	1.7	—	—	—	—
2	663,535	1.5	—	—	—	—
3	668,302	1.5	1,798,827	0.2	12,986,510	2.5
4	673,110	1.8	—	—	—	—
5	647,247	△ 1.8	—	—	—	—
6	655,141	△ 1.4	1,813,515	0.2	13,016,683	2.8
7	648,906	△ 1.6	—	—	—	—
8	649,557	△ 1.8	—	—	—	—
9	654,304	△ 1.6	1,803,749	0.5	12,979,489	1.9
10	649,187	△ 1.9	—	—	—	—
11	649,227	△ 2.0	—	—	—	—
12	656,383	△ 2.1	1,818,406	0.4	13,019,376	1.5
19. 1	647,706	△ 2.2	—	—	—	—

(備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成

2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数

3. 国内銀行・大手銀行には、全国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。

4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表

5. 預貯金等合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出

2. (2) 業態別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	信用金庫		大手銀行		都市銀行		地方銀行		第二地銀		合 計	
		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率
2015. 3	658,015	2.0	2,391,194	1.7	1,883,529	0.9	1,788,464	3.8	474,984	2.8	5,312,657	2.6
16. 3	673,201	2.3	2,455,767	2.7	1,908,530	1.3	1,852,563	3.5	492,112	3.6	5,473,643	3.0
17. 3	691,675	2.7	2,530,404	3.0	1,905,295	△ 0.1	1,925,353	3.9	507,988	3.2	5,655,420	3.3
17. 6	690,708	2.7	2,519,744	3.4	1,873,447	△ 0.4	1,930,690	4.1	506,930	3.4	5,648,072	3.5
9	702,433	3.0	2,531,641	3.1	1,868,948	△ 0.9	1,958,102	4.0	514,480	3.3	5,706,656	3.4
12	707,074	2.6	2,549,802	1.9	1,877,279	△ 1.1	1,982,376	3.7	520,208	3.1	5,759,460	2.7
18. 1	702,375	2.6	2,545,793	2.0	1,871,649	△ 1.0	1,978,920	3.8	517,523	3.2	5,744,611	2.8
2	702,795	2.5	2,539,627	1.6	1,861,180	△ 1.4	1,981,045	3.7	517,728	3.2	5,741,195	2.6
3	709,634	2.5	2,564,273	1.3	1,878,859	△ 1.3	2,003,487	4.0	523,825	3.1	5,801,219	2.5
4	705,035	2.2	2,565,152	2.1	1,954,886	3.7	1,997,249	3.8	520,454	3.1	5,787,890	2.8
5	703,691	2.2	2,544,593	1.3	1,941,616	3.5	2,017,634	4.7	503,900	0.0	5,769,818	2.5
6	707,373	2.4	2,565,053	1.7	1,959,738	4.6	2,029,116	5.0	507,329	0.0	5,808,871	2.8
7	706,946	2.1	2,553,110	1.4	1,950,773	4.6	2,035,252	5.0	507,335	△ 0.0	5,802,643	2.6
8	707,804	2.1	2,538,230	1.0	1,943,875	4.6	2,039,561	5.1	507,364	△ 0.1	5,792,959	2.4
9	714,564	1.7	2,557,534	1.0	1,967,148	5.2	2,051,520	4.7	512,656	△ 0.3	5,836,274	2.2
10	709,354	1.6	2,532,668	0.6	1,947,878	4.9	2,051,790	4.9	510,684	△ 0.1	5,804,496	2.1
11	709,807	1.6	2,542,781	0.8	1,962,957	5.6	2,061,301	4.9	512,104	△ 0.3	5,825,993	2.2
12	717,720	1.5	2,562,486	0.4	1,985,180	5.7	2,074,837	4.6	517,481	△ 0.5	5,872,524	1.9
19. 1	712,377	1.4	2,534,032	△ 0.4	1,964,581	4.9	2,071,947	4.7	514,824	△ 0.5	5,833,180	1.5

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成
2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数
3. 合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出

ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご利用ください。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ホームページの主なコンテンツ】

- 当研究所の概要、活動状況、組織
- 各種レポート
 - 内外経済、中小企業金融、地域金融、協同組織金融、産業・企業動向等
- 刊行物
 - 信金中金月報、全国信用金庫概況・統計等
- 信用金庫統計
 - 日本語／英語
- 論文募集

【URL】

<https://www.scbri.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Shinkin Central Bank Research Institute. The header includes the institute's name and a search bar. The main content area is divided into two columns. The left column contains a navigation menu with items such as 'トップページ', '分野別新着情報一覧', '各種レポート一覧', '信金中金月報', '信用金庫統計', '全国信用金庫概況・統計', '景気動向調査', '活動記録', '研究所の概要', '論文募集のお知らせ', 'ご意見・ご要望窓口', 'リンク集', and 'English Page'. The right column features a '新着情報' (New Information) section with a list of recent publications and news items, including '2019.3.5 「活動記録」ページを更新しました。', '2019.3.4 内外金利・為替見通し', '2019.3.1 信金中金月報', '2019.3.1 金融調査情報', '2019.2.18 経済見通し', '2019.2.15 金融調査情報', and '2019.2.15 金融調査情報'.

ISSN 1346-9479

信金中金月報

2019年(平成31年)4月1日 発行

2019年4月号 第18巻 第4号(通巻561号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫